
令和 5 年度 練馬区死亡小票分析報告書 (案)

令和 6 年 3 月

練馬区地域医療担当部地域医療課

目次

第1章 調査概要	1
1. 調査目的	1
2. 調査方法	1
3. 調査期間・対象	1
第2章 データの概要	2
1. 死亡小票とは何か	2
2. 分析に用いたデータ項目	6
3. アウトプットイメージ	7
4. 本報告書における定義	8
5. 集計・分析にあたって	11
第3章 練馬区民の看取りの状況	12
1. 死亡の分類（経年）	12
2. 死亡場所別の死亡者数（経年）	13
3. 死亡場所別の死亡分類（令和4年）	14
4. 看取り死	15
5. 看取り死（病院・診療所）	19
6. 看取り死（自宅）	27
7. 看取り死（介護老人保健施設・老人ホーム）	36
8. 異状死	46
第4章 将来死亡者数推計	49
1. 推計方法	49
2. 死亡場所別の死亡者数算出の仮定条件	49
3. 死亡者数の将来推計	51
参考資料	54

第1章 調査概要

1. 調査目的

本調査は、練馬区における看取り死（死亡診断書が発行された死亡）の状況を分析することで、在宅療養環境整備の進捗状況を把握し、施策に活かすことを目的とする。

2. 調査方法

厚生労働省が実施する人口動態調査¹の死亡票を区独自に集計・分析した。

※独自集計であるため厚生労働省が公開する結果とは誤差あり。

3. 調査期間・対象

令和4年1月1日～令和4年12月31日に死亡した練馬区民を対象にした。また令和3年以前分については過去年度の分析結果を用いた（図表1）。

年	件数
令和4年	7,451件

図表1 分析対象件数

¹ 人口動態調査については、以下の厚生労働省HPを参照のこと
<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/81-1b.html#01>

第2章 データの概要

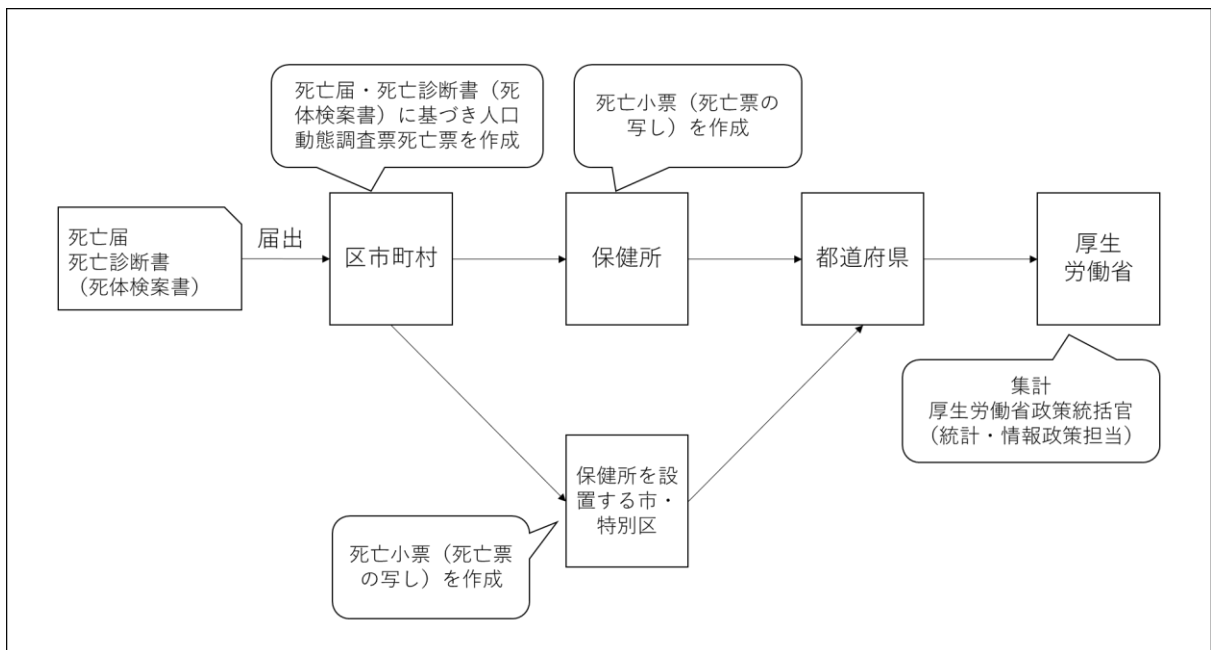
1. 死亡小票とは何か

厚生労働省が実施する人口動態調査の死亡に関する調査票である死亡票の写しを死亡小票と言う。

人口動態調査は、国の人口動態事象を把握し、人口および厚生労働行政施策の基礎資料を得ることが目的であり、「戸籍法」および「死産の届出に関する規程」により届け出られた出生、死亡、婚姻、離婚および死産の全数を対象とした基幹統計調査である。

死亡に関する調査の流れ（報告）は以下のとおりである（図表 2）。

- ① 各区市町村は届出された死亡届・死亡診断書（死体検案書）（図表 3、図表 4）に基づき人口動態調査死亡票（図表 5）を作成し、所轄保健所へ送付。
- ② 各保健所長（保健所を設置する市または特別区の保健所にあつては、市長又は区長）は死亡小票（死亡票の写し）を作成し、都道府県知事へ送付。
- ③ 都道府県知事は厚生労働大臣に送付。



死亡届

令和 年 月 日届出

長 殿

受理 令和 年 月 日	発送 令和 年 月 日	第 号
送付 令和 年 月 日	長 印	
番 号	戸籍記載	記載職業
年齢	性別	氏名
通知		

(1) (よみかた) _____

(2) 氏 名 _____ 姓 _____ 名 _____ □男 □女

(3) 生 年 月 日 _____ 年 月 日 (注) 出生年月日 (注) 死亡年月日 (注) 死亡時刻 (注) 死亡時刻 (注) 死亡時刻 □午前 □午後 時 分

(4) 死亡したとき _____ 年 月 日 □午前 □午後 時 分

(5) 死亡したところ _____ 番地 _____ 番 号 _____

(6) 住 所 _____ (住民登録をしていないときは) _____

(7) 本 籍 _____ 番地 _____ (外国のときは (出生地を記入してください) _____) _____ 番 号 _____

(8) 死亡した人の 夫 または 妻 _____ □いる (満 歳) □ない □未婚 □死別 □離別

(9) 死亡したときの 世帯のおもな 仕事と _____ □1. 農林業または農業とその助の仕事を行っている世帯 □2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 □3. 企業・個人商店等 (官公庁を除く) の常勤労働者兼務で勤め先の従業員等 (日々または 1 から 4 にあてはまらない常勤労働者兼務及び会社団体の役員の仕事 (日々または 1 から 4 にあてはまらない世帯) □4. 3. にあてはまらない常勤労働者兼務及び会社団体の役員の仕事 (日々または 1 から 4 にあてはまらない世帯) □5. 1 から 4 にあてはまらない世帯 □6. 仕事をしている者がいない世帯

(10) 死亡した人の 職業・産業 _____ (職業調査の年) _____ 年 1 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで死亡したときを記入してください

(11) そ の 他 _____

届け出られた事項は、人口動態調査 (統計法に基づく基礎統計調査、厚生労働省管轄)、がん登録等の推進に関する法律に基づく全国がん登録 (厚生労働省管轄)、労働者の健康の確保に関する法律に基づくレポート情報データベース (厚生労働省管轄)、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく感染症対策 (厚生労働省管轄) にも利用されます。

死亡診断書 (死体検案書)

令和 年 月 日

第 号

長 殿

令和 年 月 日届出

長 印

(記入の注意)

この死亡診断書 (死体検案書) は、裁判所の検断案件以外の資料としても用いられます。備書で、できるだけ詳しく書いてください。

記入の注意

1. 出生年月日等の欄には、戸籍記載の日付を記入してください。死亡年月日は、死亡した年月日を記入してください。死亡時刻は、死亡した時刻を記入してください。死亡時刻が不明な場合は、死亡時刻を記入してください。死亡時刻が不明な場合は、死亡時刻を記入してください。

2. 死亡したところの欄には、死亡した場所を記入してください。死亡した場所が不明な場合は、死亡した場所を記入してください。死亡した場所が不明な場合は、死亡した場所を記入してください。

3. 死亡したときの世帯のおもな仕事と、死亡した人の職業・産業の欄には、死亡したときの世帯のおもな仕事と、死亡した人の職業・産業を記入してください。死亡したときの世帯のおもな仕事と、死亡した人の職業・産業が不明な場合は、死亡したときの世帯のおもな仕事と、死亡した人の職業・産業を記入してください。

4. 死亡したときの夫または妻の欄には、死亡したときの夫または妻の状況を記入してください。死亡したときの夫または妻の状況が不明な場合は、死亡したときの夫または妻の状況を記入してください。

5. 死亡したときの世帯のおもな仕事と、死亡した人の職業・産業の欄には、死亡したときの世帯のおもな仕事と、死亡した人の職業・産業を記入してください。死亡したときの世帯のおもな仕事と、死亡した人の職業・産業が不明な場合は、死亡したときの世帯のおもな仕事と、死亡した人の職業・産業を記入してください。

6. 死亡したときの世帯のおもな仕事と、死亡した人の職業・産業の欄には、死亡したときの世帯のおもな仕事と、死亡した人の職業・産業を記入してください。死亡したときの世帯のおもな仕事と、死亡した人の職業・産業が不明な場合は、死亡したときの世帯のおもな仕事と、死亡した人の職業・産業を記入してください。

7. 死亡したときの世帯のおもな仕事と、死亡した人の職業・産業の欄には、死亡したときの世帯のおもな仕事と、死亡した人の職業・産業を記入してください。死亡したときの世帯のおもな仕事と、死亡した人の職業・産業が不明な場合は、死亡したときの世帯のおもな仕事と、死亡した人の職業・産業を記入してください。

8. 死亡したときの世帯のおもな仕事と、死亡した人の職業・産業の欄には、死亡したときの世帯のおもな仕事と、死亡した人の職業・産業を記入してください。死亡したときの世帯のおもな仕事と、死亡した人の職業・産業が不明な場合は、死亡したときの世帯のおもな仕事と、死亡した人の職業・産業を記入してください。

9. 死亡したときの世帯のおもな仕事と、死亡した人の職業・産業の欄には、死亡したときの世帯のおもな仕事と、死亡した人の職業・産業を記入してください。死亡したときの世帯のおもな仕事と、死亡した人の職業・産業が不明な場合は、死亡したときの世帯のおもな仕事と、死亡した人の職業・産業を記入してください。

10. 死亡したときの世帯のおもな仕事と、死亡した人の職業・産業の欄には、死亡したときの世帯のおもな仕事と、死亡した人の職業・産業を記入してください。死亡したときの世帯のおもな仕事と、死亡した人の職業・産業が不明な場合は、死亡したときの世帯のおもな仕事と、死亡した人の職業・産業を記入してください。

11. 死亡したときの世帯のおもな仕事と、死亡した人の職業・産業の欄には、死亡したときの世帯のおもな仕事と、死亡した人の職業・産業を記入してください。死亡したときの世帯のおもな仕事と、死亡した人の職業・産業が不明な場合は、死亡したときの世帯のおもな仕事と、死亡した人の職業・産業を記入してください。

12. 死亡したときの世帯のおもな仕事と、死亡した人の職業・産業の欄には、死亡したときの世帯のおもな仕事と、死亡した人の職業・産業を記入してください。死亡したときの世帯のおもな仕事と、死亡した人の職業・産業が不明な場合は、死亡したときの世帯のおもな仕事と、死亡した人の職業・産業を記入してください。

13. 死亡したときの世帯のおもな仕事と、死亡した人の職業・産業の欄には、死亡したときの世帯のおもな仕事と、死亡した人の職業・産業を記入してください。死亡したときの世帯のおもな仕事と、死亡した人の職業・産業が不明な場合は、死亡したときの世帯のおもな仕事と、死亡した人の職業・産業を記入してください。

14. 死亡したときの世帯のおもな仕事と、死亡した人の職業・産業の欄には、死亡したときの世帯のおもな仕事と、死亡した人の職業・産業を記入してください。死亡したときの世帯のおもな仕事と、死亡した人の職業・産業が不明な場合は、死亡したときの世帯のおもな仕事と、死亡した人の職業・産業を記入してください。

15. 死亡したときの世帯のおもな仕事と、死亡した人の職業・産業の欄には、死亡したときの世帯のおもな仕事と、死亡した人の職業・産業を記入してください。死亡したときの世帯のおもな仕事と、死亡した人の職業・産業が不明な場合は、死亡したときの世帯のおもな仕事と、死亡した人の職業・産業を記入してください。

16. 死亡したときの世帯のおもな仕事と、死亡した人の職業・産業の欄には、死亡したときの世帯のおもな仕事と、死亡した人の職業・産業を記入してください。死亡したときの世帯のおもな仕事と、死亡した人の職業・産業が不明な場合は、死亡したときの世帯のおもな仕事と、死亡した人の職業・産業を記入してください。

17. 死亡したときの世帯のおもな仕事と、死亡した人の職業・産業の欄には、死亡したときの世帯のおもな仕事と、死亡した人の職業・産業を記入してください。死亡したときの世帯のおもな仕事と、死亡した人の職業・産業が不明な場合は、死亡したときの世帯のおもな仕事と、死亡した人の職業・産業を記入してください。

18. 死亡したときの世帯のおもな仕事と、死亡した人の職業・産業の欄には、死亡したときの世帯のおもな仕事と、死亡した人の職業・産業を記入してください。死亡したときの世帯のおもな仕事と、死亡した人の職業・産業が不明な場合は、死亡したときの世帯のおもな仕事と、死亡した人の職業・産業を記入してください。

19. 死亡したときの世帯のおもな仕事と、死亡した人の職業・産業の欄には、死亡したときの世帯のおもな仕事と、死亡した人の職業・産業を記入してください。死亡したときの世帯のおもな仕事と、死亡した人の職業・産業が不明な場合は、死亡したときの世帯のおもな仕事と、死亡した人の職業・産業を記入してください。

20. 死亡したときの世帯のおもな仕事と、死亡した人の職業・産業の欄には、死亡したときの世帯のおもな仕事と、死亡した人の職業・産業を記入してください。死亡したときの世帯のおもな仕事と、死亡した人の職業・産業が不明な場合は、死亡したときの世帯のおもな仕事と、死亡した人の職業・産業を記入してください。

図表 3 死亡届・死亡診断書 (死体検案書) ²

死亡診断書（死体検案書）

この死亡診断書（死体検案書）は、我が国の死因統計作成の資料としても用いられます。楷書で、できるだけ詳しく書いてください。

記入の注意

氏名	1男 2女	生年月日	明治 昭和 大正 平成 令和 年 月 日 午前・午後 時 分 (生れてから30日以内に死亡したときは生まれた時刻も書いてください)	<p>生年月日が不詳の場合は、推定年齢をカッコを付して書いてください。</p> <p>夜の12時は「午前0時」、昼の12時は「午後0時」と書いてください。</p>
死亡したとき	令和 年 月 日	午前・午後 時 分		
死亡したところ及びその種別	死亡したところの種別 1病院 2診療所 3介護医療院・介護老人保健施設 4助産所 5老人ホーム 6自宅 7その他	死亡したところ 番地 番 号	施設 の 名 称 ()	<p>「老人ホーム」は、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、経費老人ホーム及び有料老人ホームをいいます。</p> <p>死亡したところの種別で「3介護医療院・介護老人保健施設」を選択した場合は、施設の名称に続けて、介護医療院、介護老人保健施設の別をカッコ内に書いてください。</p>
死亡の原因	I (ア)直接死因 (イ)(ア)の原因 (ウ)(イ)の原因 (エ)(ウ)の原因	発病(発症)又は受傷から死亡までの期間 ●年、月、日等の単位で書いてください ただし、1日未満の場合は、時、分等の単位で書いてください (例：1年3ヵ月、5時間30分)	傷病名等は、日本語で書いてください。 1欄では、各傷病について発病の型(例：急性)、病因(例：病原体名)、部位(例：胃増門部がん)、性状(例：病理組織型)等もできるだけ書いてください。	
	II 直接には死因に類推しないが1欄の傷病経過に影響を及ぼした傷病名等			妊娠中の死亡の場合は「妊娠経過」、また、分娩中の死亡の場合は「妊娠経過の分娩中」と書いてください。 産後42日未満の死亡の場合は「妊娠経過産後経過」と書いてください。
	手術 1無 2有 { 部位及び主要所見 }	手術年月日 令和 平成 年 月 日		1欄及びII欄に開示した手術について、術式はその診断と関連のある所見等を書いてください。紹介状や伝票等による情報についてもカッコを付して書いてください。
	解剖 1無 2有 { 主要所見 }			
死因の種類	1 病死及び自然死 不慮の外因死 { 2交通事故 3転倒・転落 4溺水 5煙、火災及び火傷による傷害 } 外因死 { 6窒息 7中毒 8その他 } その他及び不詳の外因死 { 9自殺 10他殺 11その他及び不詳の外因 }			「2交通事故」は、事故発生からの期間にかかわらず、その事故による死亡が該当します。 「5煙、火災及び火傷による傷害」は、火災による一酸化炭素中毒、窒息等も含まれます。
外因死の追加事項	傷害が発生したとき 令和・平成・昭和 年 月 日 午前・午後 時 分	傷害が発生したところ 1住居 2工場及び建築現場 3道路 4その他 ()	傷害が発生したところ 都道府県 市 区 郡 町 村	「1住居」とは、住宅、旅館等いい、老人ホーム等の居住施設は含まれません。 傷害がどのような状況で起こったかを具体的に書いてください。
◆伝聞又は推定情報の場合でも書いてください	手段及び状況			
生後1年未満で病死した場合の追加事項	出生時体重 グラム	単胎・多胎の別 1単胎 2多胎 (子中第 子)	妊娠週数 満 週	妊娠週数は、最終月経、基礎体温、超音波計測等により推定し、できるだけ正確に書いてください。 母子健康手帳等を参考に書いてください。
妊娠・分娩時における母体の病態又は異状	母の生年月日 昭和 平成 年 月 日 令和	前回までの妊娠の結果 出生児 人 死産児 胎 (妊娠週22週以後に限る)		
その他特に付言すべきことがら				
上記のとおり診断(検案)する	診断(検案)年月日 令和 年 月 日	本診断書(検案書)発行年月日 令和 年 月 日	番地 番 号	
(病院、診療所、介護医療院若しくは介護老人保健施設等の名称及び所在地又は医師の住所)	(氏名) 医師			

図表 4 死亡診断書（死体検案書）³

³ 厚生労働省 令和5年度死亡診断書（死体検案書）記入マニュアル
<https://www.mhlw.go.jp/toukei/manual/>

様式第2号（第6条関係）

数字記入例 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9		人口動態調査死亡票 2		(和暦) 年 月 日 市区町村受付		統計法に基づく 基幹統計調査	
市区町村符号及び保健所符号		支所 保健所		事件簿番号		(和暦) 年 月 日 保健所受付	
(1) 氏 名		(3) 生 年 月 日		(4) 死 亡 し た と き			
(2) 性別 1男 2女		(6) 死亡した人の住所 1日本 2海外		(7) 死亡した人の国籍			
(8) 死亡したときの世界の主な仕事		(9) 原死因		(10) 死因の種類			
(11) 手術		(12) 解剖		(13) 死因の種類			
(14) 外因死の追加事項		(15) 母の出生年月日		(16) 母の出生年月日			
(17) 胎死の種類		(18) 胎死の種類		(19) 胎死の種類			
(20) 胎死の種類		(21) 胎死の種類		(22) 胎死の種類			
(23) 胎死の種類		(24) 胎死の種類		(25) 胎死の種類			
(26) 胎死の種類		(27) 胎死の種類		(28) 胎死の種類			
(29) 胎死の種類		(30) 胎死の種類		(31) 胎死の種類			
(32) 胎死の種類		(33) 胎死の種類		(34) 胎死の種類			
(35) 胎死の種類		(36) 胎死の種類		(37) 胎死の種類			
(38) 胎死の種類		(39) 胎死の種類		(40) 胎死の種類			
(41) 胎死の種類		(42) 胎死の種類		(43) 胎死の種類			
(44) 胎死の種類		(45) 胎死の種類		(46) 胎死の種類			
(47) 胎死の種類		(48) 胎死の種類		(49) 胎死の種類			
(50) 胎死の種類		(51) 胎死の種類		(52) 胎死の種類			
(53) 胎死の種類		(54) 胎死の種類		(55) 胎死の種類			
(56) 胎死の種類		(57) 胎死の種類		(58) 胎死の種類			
(59) 胎死の種類		(60) 胎死の種類		(61) 胎死の種類			
(62) 胎死の種類		(63) 胎死の種類		(64) 胎死の種類			
(65) 胎死の種類		(66) 胎死の種類		(67) 胎死の種類			
(68) 胎死の種類		(69) 胎死の種類		(70) 胎死の種類			
(71) 胎死の種類		(72) 胎死の種類		(73) 胎死の種類			
(74) 胎死の種類		(75) 胎死の種類		(76) 胎死の種類			
(77) 胎死の種類		(78) 胎死の種類		(79) 胎死の種類			
(80) 胎死の種類		(81) 胎死の種類		(82) 胎死の種類			
(83) 胎死の種類		(84) 胎死の種類		(85) 胎死の種類			
(86) 胎死の種類		(87) 胎死の種類		(88) 胎死の種類			
(89) 胎死の種類		(90) 胎死の種類		(91) 胎死の種類			
(92) 胎死の種類		(93) 胎死の種類		(94) 胎死の種類			
(95) 胎死の種類		(96) 胎死の種類		(97) 胎死の種類			
(98) 胎死の種類		(99) 胎死の種類		(100) 胎死の種類			

図表 5 人口動態調査死亡票（令和5年様式）⁴

⁴ 厚生労働省 人口動態調査 <https://www.mhlw.go.jp/toukei/chousahyo/index.html>

2. 分析に用いたデータ項目

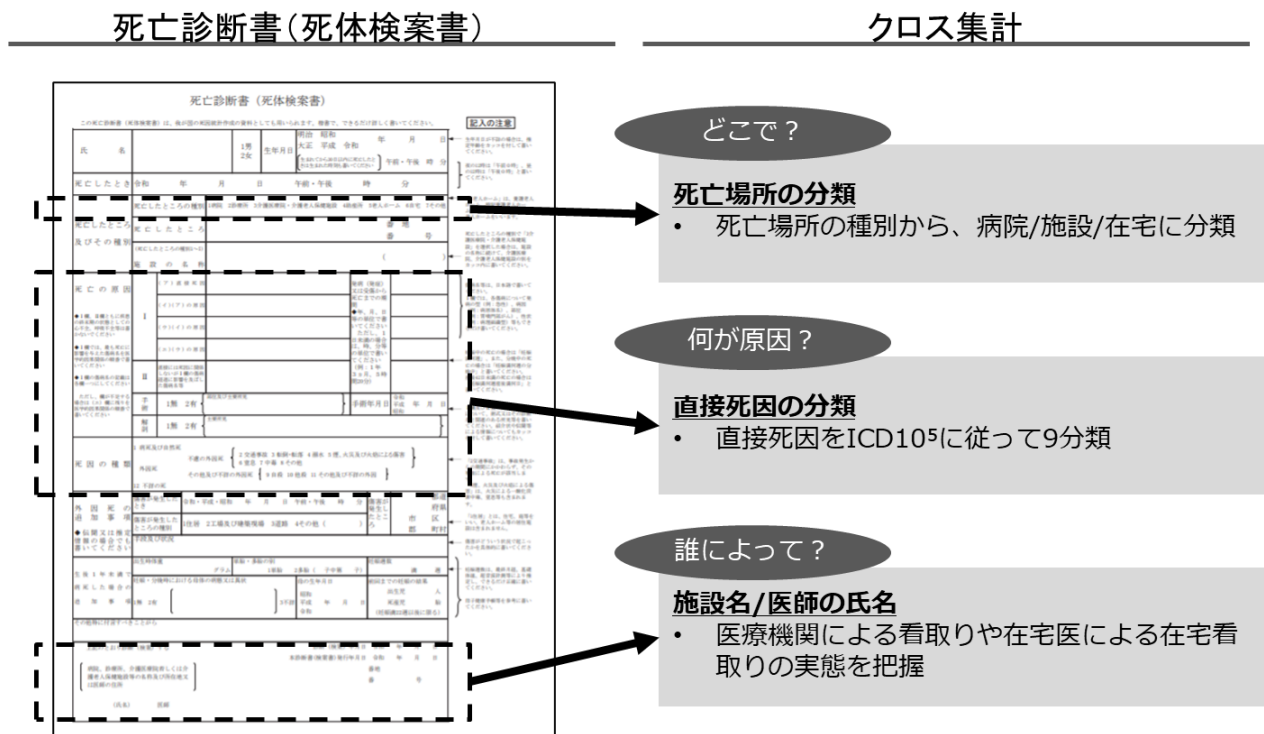
死亡小票に含まれる項目の中から以下の項目（図表 6）を用いて分析をした。なお、分析では、「死亡したところの種別」については、分析の精度を高めるために「死亡したところの名称」から種別を確認し、再分類した。また死因病名については、9つに分類し、分析した。

項目	目的
性別	男女別の集計を行うため
生年月日	死亡時の年齢を特定するため
死亡したとき	死亡時の年齢、死亡年を特定するため
死亡した人の住所	住所別の分析を行うため
死亡したところの種別、名称	死亡場所の種類別の分析を行うため
死亡の原因	死因、死亡の分類を行うため
死因の種類	死亡の分類を行うため
施設の所在地又は医師の住所及び氏名	・死亡診断書・死体検案書を発行した機関名を特定するため ・「病死・自然死」と分類されたもののなかから、検案された確率が高い死亡者を特定するため
主要所見、その他特に付言すべきことがら、備考	・「病死・自然死」と分類されたもののなかから、検案された確率が高い死亡者を特定するため

図表 6 分析に用いた項目

3. アウトプットイメージ

死亡場所の種類、死亡の原因、死亡診断書を発行した医療機関・施設をクロス集計することによって、区内における看取りの実態把握を行った（図表 7）。



図表 7 死亡小票分析のアウトプットイメージ

⁵ ICD10

「疾病及び関連保健問題の国際統計分類：International Statistical Classification of Diseases and Related Health Problems (ICD) とは、異なる国や地域から、異なる時点で集計された死亡や疾病のデータの体系的な記録、分析、解釈及び比較を行うため、世界保健機関憲章に基づき、世界保健機関 (WHO) が作成した分類である。現在、国内で使用している分類は、ICD-10 (2013年版) に準拠しており、統計法に基づく統計調査に使用されるほか、医学的分類として医療機関における診療録の管理等に活用されている。

(厚生労働省「疾病、傷病及び死因の統計分類」より引用 <https://www.mhlw.go.jp/toukei/sippe/>)

4. 本報告書における定義

●死亡診断書・死体検案書

死亡診断書：医師または歯科医師が「自らの診察管理下にある患者が、生前に診療していた傷病に関連して死亡したと認められる」場合に発行する書類

死体検案書：上記以外の場合に発行される書類⁶

●看取り死・異状死

看取り死：病死・自然死のうち医師（監察医⁷・嘱託医以外）が死亡診断書を発行したもの

異状死：上記以外の病死・自然死のほか、交通事故等での死で、監察医・嘱託医が死体検案書を発行したもの⁸

●老人ホーム

老人ホーム：特別養護老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅（サ住）、グループホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム

●老健

老健：介護医療院⁹・介護老人保健施設

●医療機関看取り・在宅看取り・施設看取り

医療機関看取り：病院・診療所で死亡し、死亡診断書が発行されたもの

在宅看取り：自宅で死亡し、死亡診断書が発行されたもの

施設看取り：介護老人保健施設や老人ホームで死亡し、死亡診断書が発行されたもの

⁶ 厚生労働省 令和5年度版死亡診断書（死体検案書）記入マニュアル

⁷ 監察医とは、死因不明の死体を検案又は解剖して死因を明らかにすることにより公衆衛生の向上等に資することを目的として、監察医制度に基づいて置かれている医師を指す。監察医による検案又は解剖の対象となるのは、病死・自然死の一部（診療を受けずに死亡した場合、診療を受けたが原因が不明の場合など）、すべての外因死などが該当する。

特に東京都には、監察医務院が設置されており、練馬区を含む23区内で発生した、すべての不自然死の検案・解剖を実施している（東京都福祉保健局 東京都監察医務院

http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kansatsu/toukyoutokansatsuimu/a_kansatsu.html）。

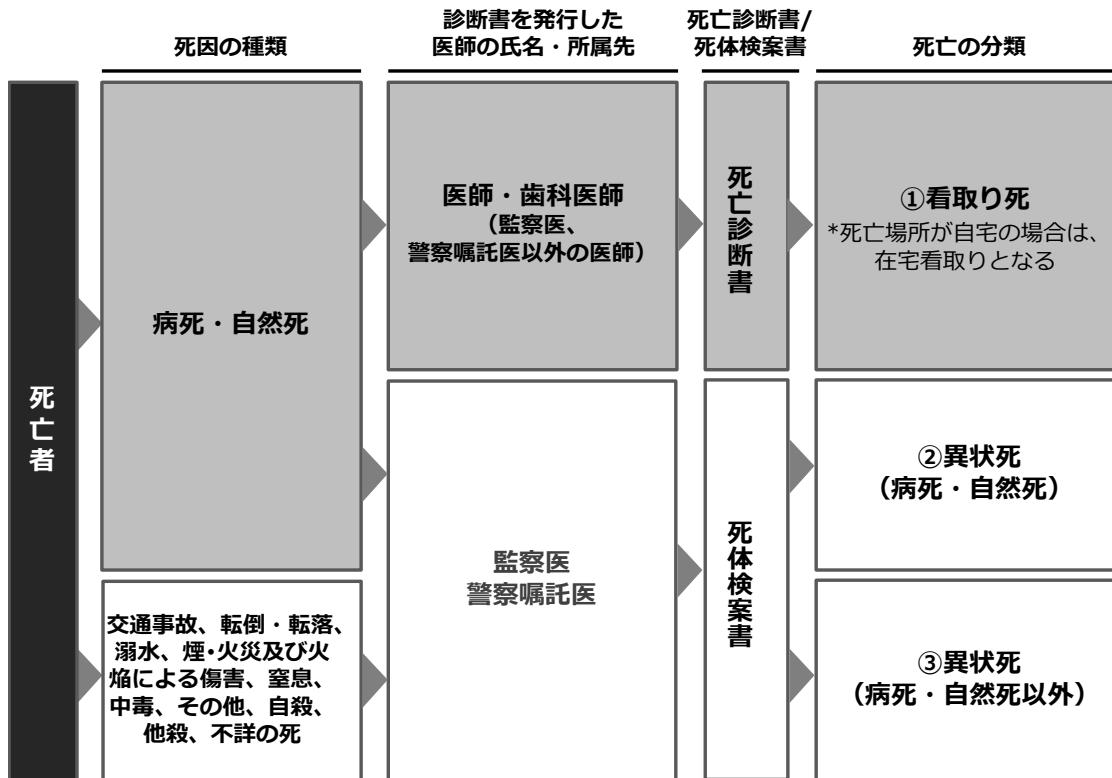
⁸ 東京都23区では、死亡診断書が発行されない死亡者は検案対象となり、「異状死」の扱いとなる（東京都福祉保健局 東京都監察医務院

<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kansatsu/iryuu.html>）。

⁹ 平成30年度より、人口動態調査死亡小票の「死亡したところの種別」に変更があり、「介護老人保健施設」が「介護医療院・介護老人保健施設」に変更された。

●死亡の分類

本分析では、死亡を死因の種類、死亡診断書を記載した医師名および発行医療機関所在地によって「①看取り死」と「②異状死（病死・自然死）」、「③異状死（病死・自然死以外）」の3つに分類した（図表 8）。



図表 8 死亡小票分析における死亡の分類

●死因病名

本分析では死因の病名を以下の9つに分類し、分析した（図表 9）。

死因の分類	死亡の原因
① 悪性新生物	癌（乳癌、大腸癌、胃癌など）、白血病、リンパ腫、肉腫など
②心疾患	心不全、心筋梗塞、狭心症、弁膜症、不整脈など
③脳血管疾患	脳梗塞、脳出血、くも膜下出血など
④肺炎	気管支肺炎、誤嚥性肺炎、間質性肺炎、新型コロナウイルス肺炎など
⑤その他の呼吸器疾患 (肺炎と5類感染症を除く)	慢性閉塞性肺疾患、肺水腫、気管支炎、喘息、呼吸不全など
⑥肝疾患	肝硬変症、肝不全、肝炎（アルコール性、薬物性）など
⑦腎疾患	ネフローゼ、IgA 腎症、腎炎、腎不全など
⑧老衰（認知症を含む）	老衰、加齢による衰弱、認知症など
⑨その他の死因	①～⑧以外の疾病

図表 9 死因病名の分類

5類感染症とは、感染症法により、国が発生动向を調査し、国民や医療関係者に対して情報提供する必要があるとされている感染症を指す。具体的には、インフルエンザ、ウイルス性肝炎、梅毒、麻しんなどが該当する¹⁰。

¹⁰ 感染症法に基づく医師届出のお願い（厚生労働省）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/kekkaku-kansenshou11/01.html

5. 集計・分析にあたって

●小数点以下の取り扱い

報告書：割合構成比は小数点第一位を四捨五入し、整数での表記とする。このため、割合の合計が100%にならない場合がある。

参考資料：小数点第三位を四捨五入し、小数点第二位までの表記とする。このため、割合の合計が100%にならない場合がある。

●図表内の数値表記

図表中、スペースの都合により一部の数値を表記していない場合がある。なお、実数が0件のものは、割合表記(0%)を省略し、実数が1以上のものは、四捨五入をした結果0%となっても原則表記する。

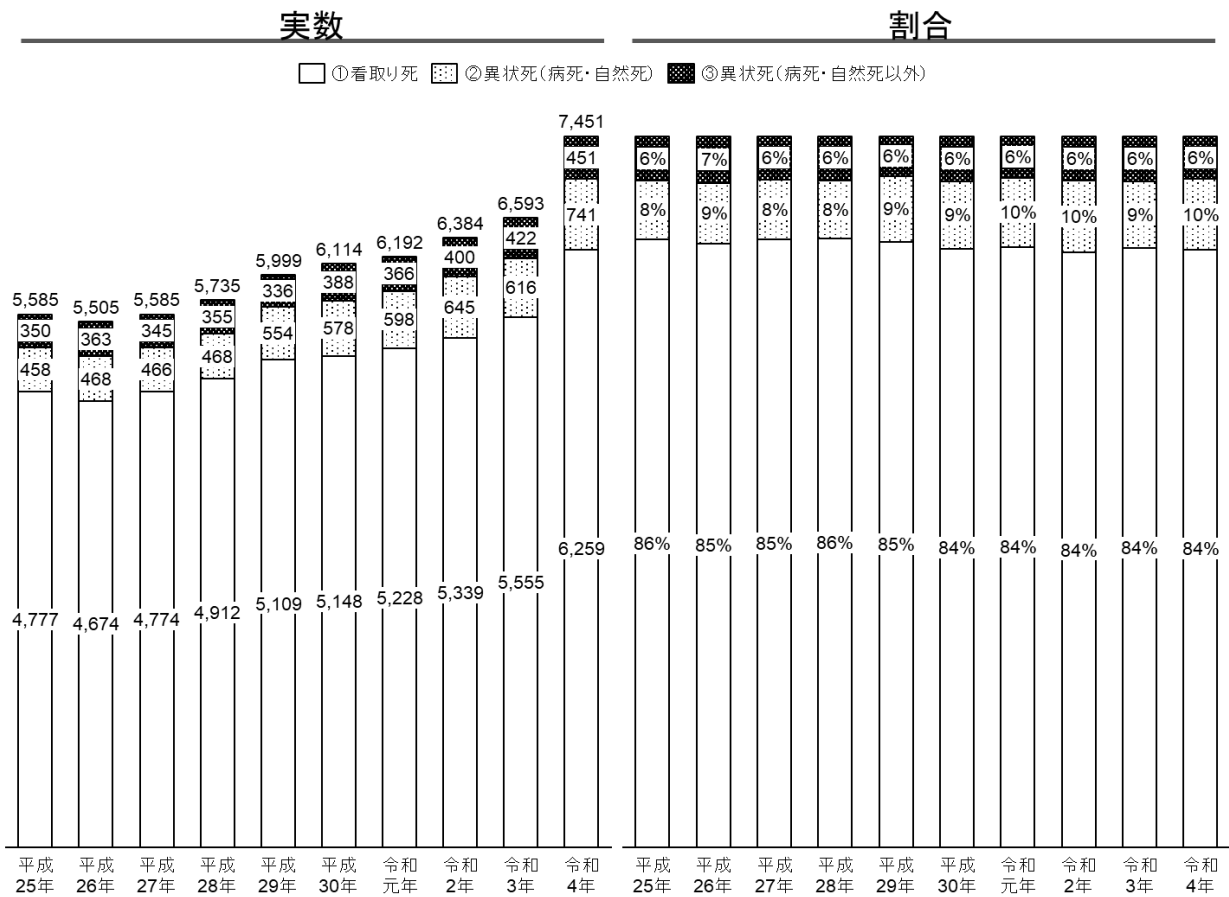
第3章 練馬区民の看取りの状況

本章では、看取りの状況について詳細に分析した。

1. 死亡の分類（経年）

練馬区の死亡者数は平成 26 年から増加傾向にある。令和 4 年の死亡分類の割合は、看取り死が 84%、異状死（病死・自然死）が 10%、異状死（病死・自然死以外）が 6%で、経年による大きな変化はない（図表 10）。

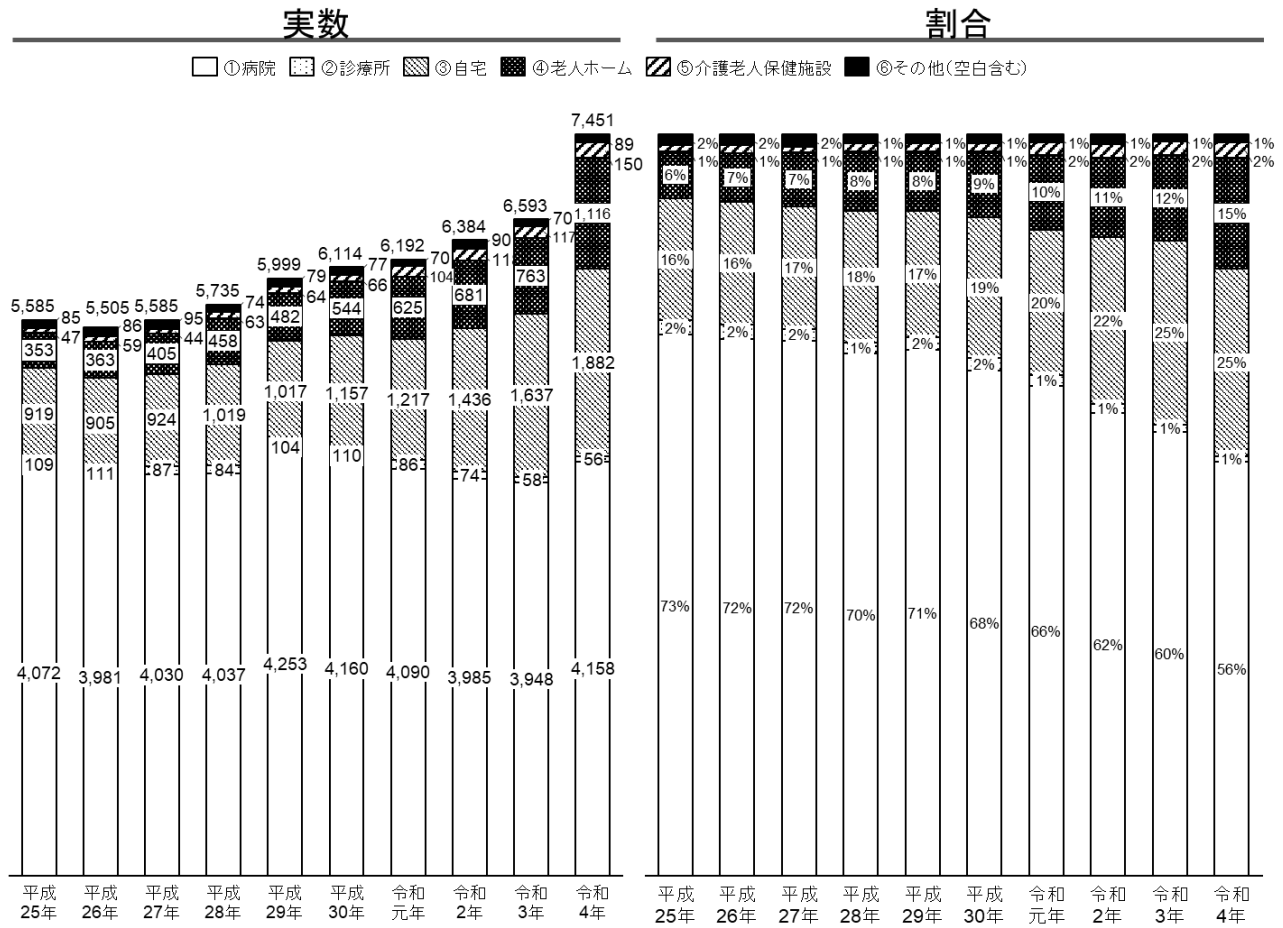
*小数点以下四捨五入により割合の合計が 100%とならないことに留意。



図表 10 死亡の分類の推移（経年）

2. 死亡場所別の死亡者数（経年）

平成 25 年から令和 4 年までの区民の死亡場所は、病院が最も多いが、全体に占める割合は減少傾向である。一方、自宅は 16%から 25%に、老人ホームは 6%から 15%に増加している（図表 11）。



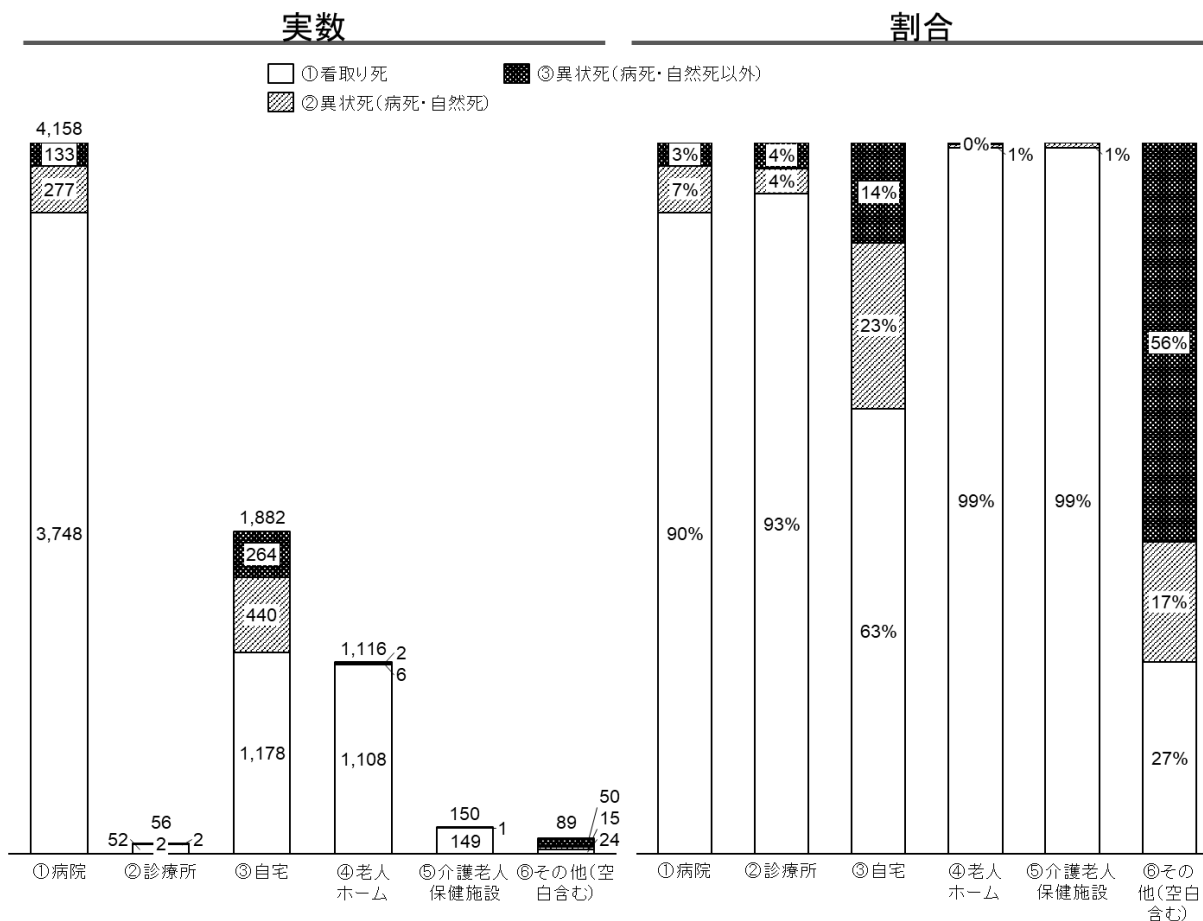
* 「その他」には、路上などの屋外や宿泊施設、養護施設などが含まれる。

* 小数点以下四捨五入により割合の合計が 100%とならないことに留意。

図表 11 死亡場所別の死亡者数の推移（経年）

3. 死亡場所別の死亡分類（令和4年）

令和4年の死亡場所別の死亡の分類は、病院、診療所、老人ホーム*、介護老人保健施設では看取り死が9割以上である。一方、自宅での死亡は、63%が看取り死、37%が異状死である（図表12）。*経年変化については参考資料に記載。



*老人ホーム：特別養護老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者住宅、養護老人ホーム、軽費老人ホーム等

*小数点以下四捨五入により割合の合計が100%とならないことに留意。

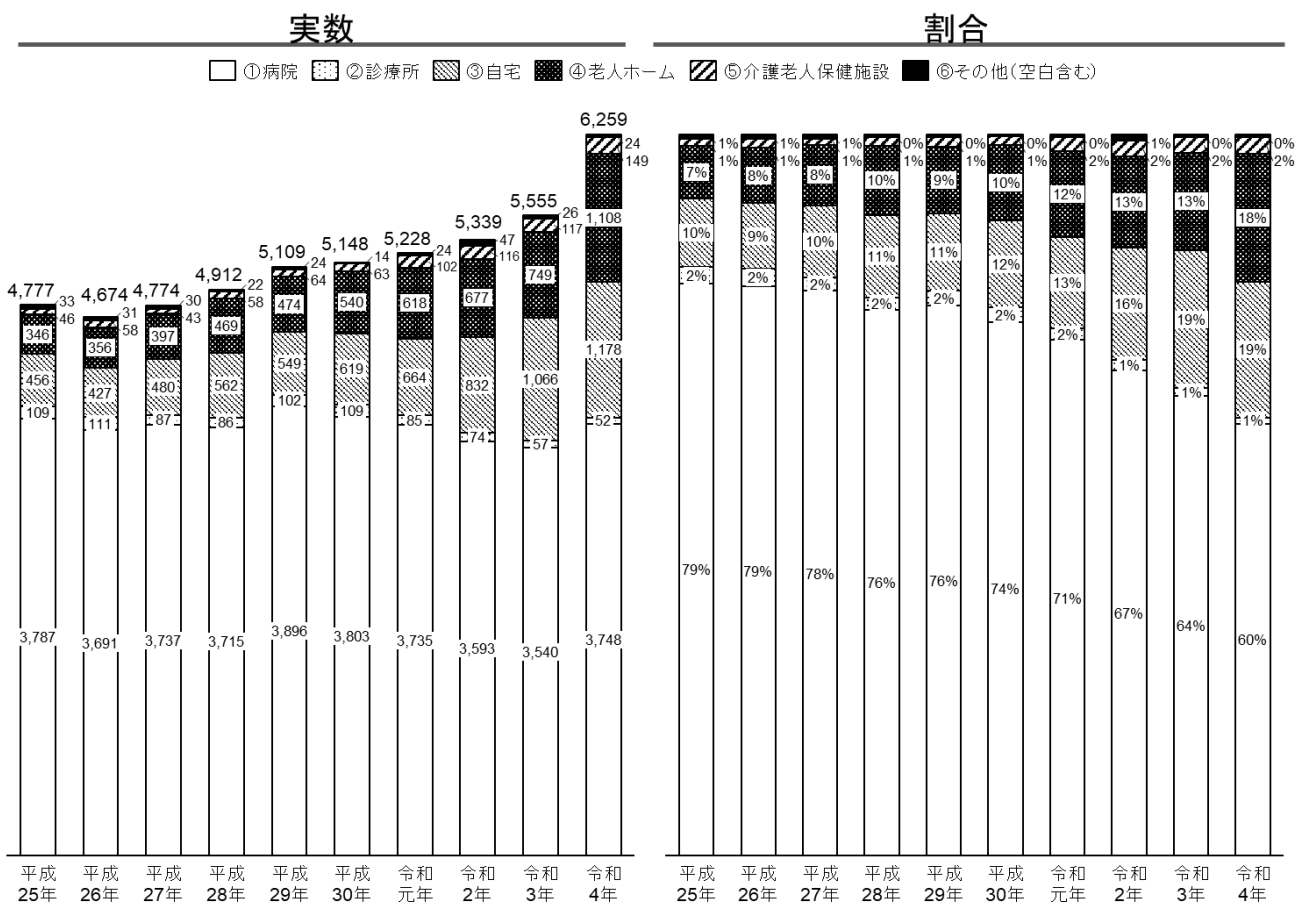
図表 12 死亡場所別の死亡分類（令和4年）

4. 看取り死

本項目では、練馬区民の死亡のうち、異状死を除いた看取り死を対象に分析した。

(1) 死亡場所別の看取り死数（経年）

令和4年の看取り死数は、平成25年以降で最多となる6,259人だった。自宅が1,178人、老人ホームが1,108人、介護老人保健施設が149人でいずれも平成25年以降で最多となった。看取り死の割合を平成25年と比較すると、自宅が19%で9%増加、老人ホームが18%で11%増加となった（図表13）。



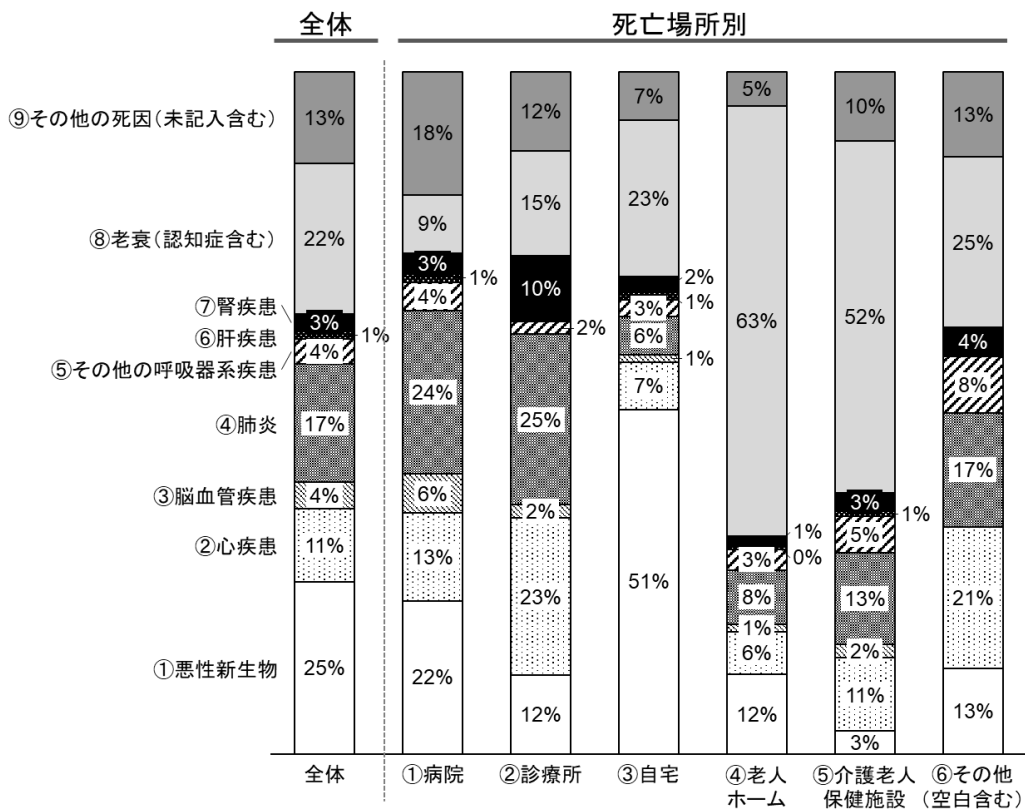
*小数点以下四捨五入により割合の合計が100%とならないことに留意。

図表13 死亡場所別の看取り死数の推移（経年）

(2) 死亡場所別の死因（令和4年）

令和4年の死因は、区全体では悪性新生物が最も多く25%、次いで老衰（認知症を含む）22%、肺炎17%である。

死亡場所別に見ると、病院での死因は、区全体の傾向と比較して肺炎の割合がやや多く、老衰の割合が低いが、肺炎、老衰以外の死因の割合に大きな違いはない。一方、自宅では悪性新生物が51%、老人ホーム、介護老人保健施設では老衰が63%、52%で最多となっている（図表14）。

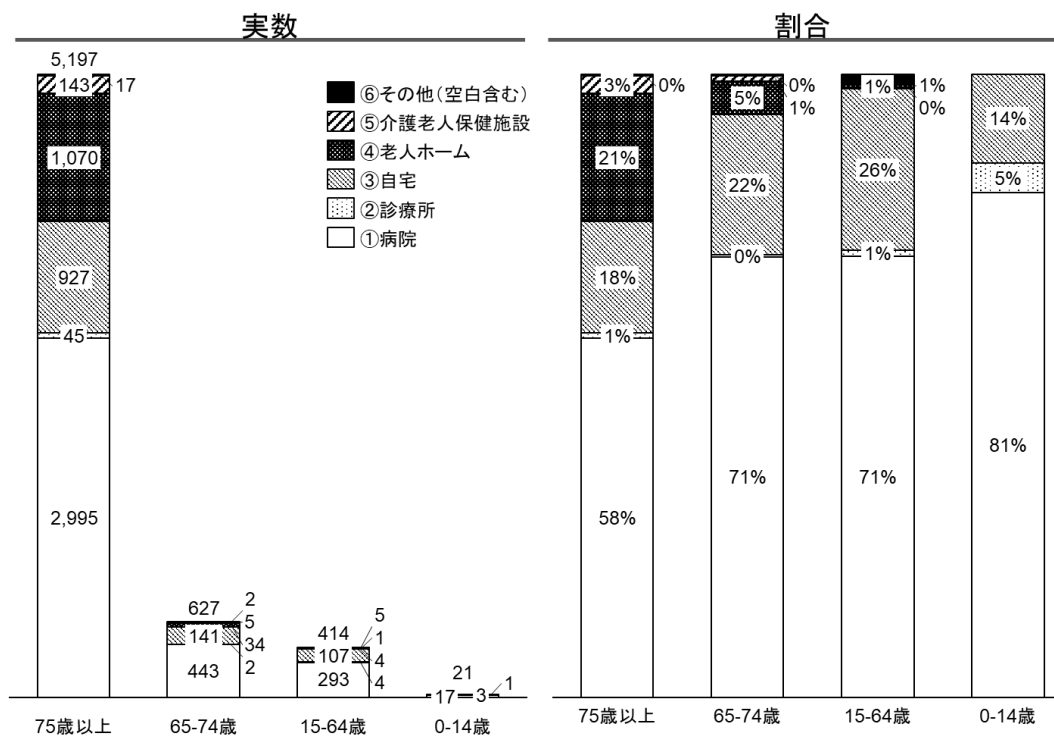


*小数点以下四捨五入により割合の合計が100%とまらないことに留意。

図表 14 死亡場所別の死因（令和4年）

(3) 年齢区分別・死亡場所別の看取り死数（令和4年）

令和4年の年齢区分別・死亡場所別の看取り死数の割合は、75歳以上では病院が58%、自宅が18%、老人ホームが21%である。74歳以下では、病院が7割以上を占めている（図表15）。*経年変化については参考資料に記載。

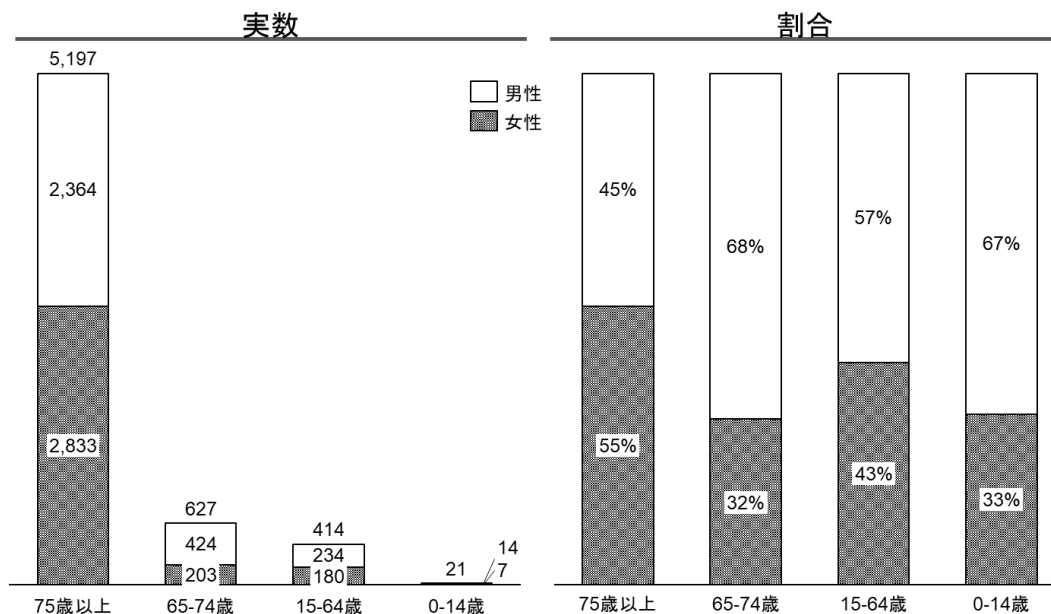


*小数点以下四捨五入により割合の合計が100%とならないことに留意。

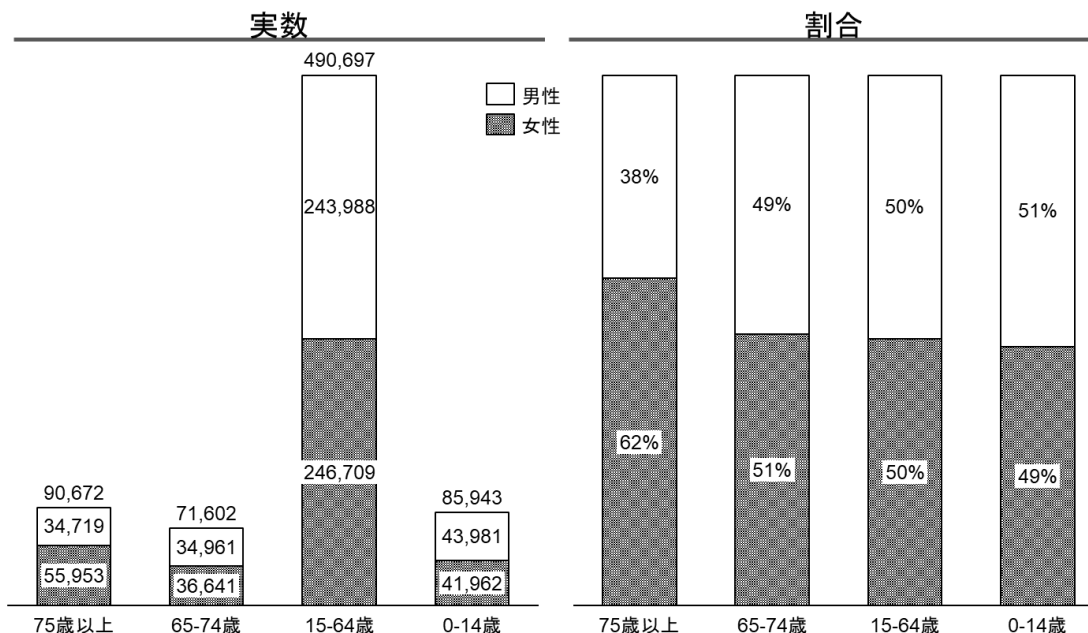
図表 15 年齢区分別・死亡場所別の看取り死数の推移（令和4年）

(4) 年齢区分および性別の看取り死数（令和4年）

令和4年の看取り死の男女比を練馬区の人口の男女割合¹¹と比較すると、全年齢区分で男性の割合が高い（図表16、図表17）。*経年変化については参考資料に記載。



図表 16 年齢区分および性別の看取り死数（令和4年）



*小数点以下四捨五入により割合の合計が100%とならないことに留意。

図表 17 年齢区分別の男女割合^{*11}（令和4年）

¹¹ 練馬区の性年齢別の人口（令和5年1月1日時点）

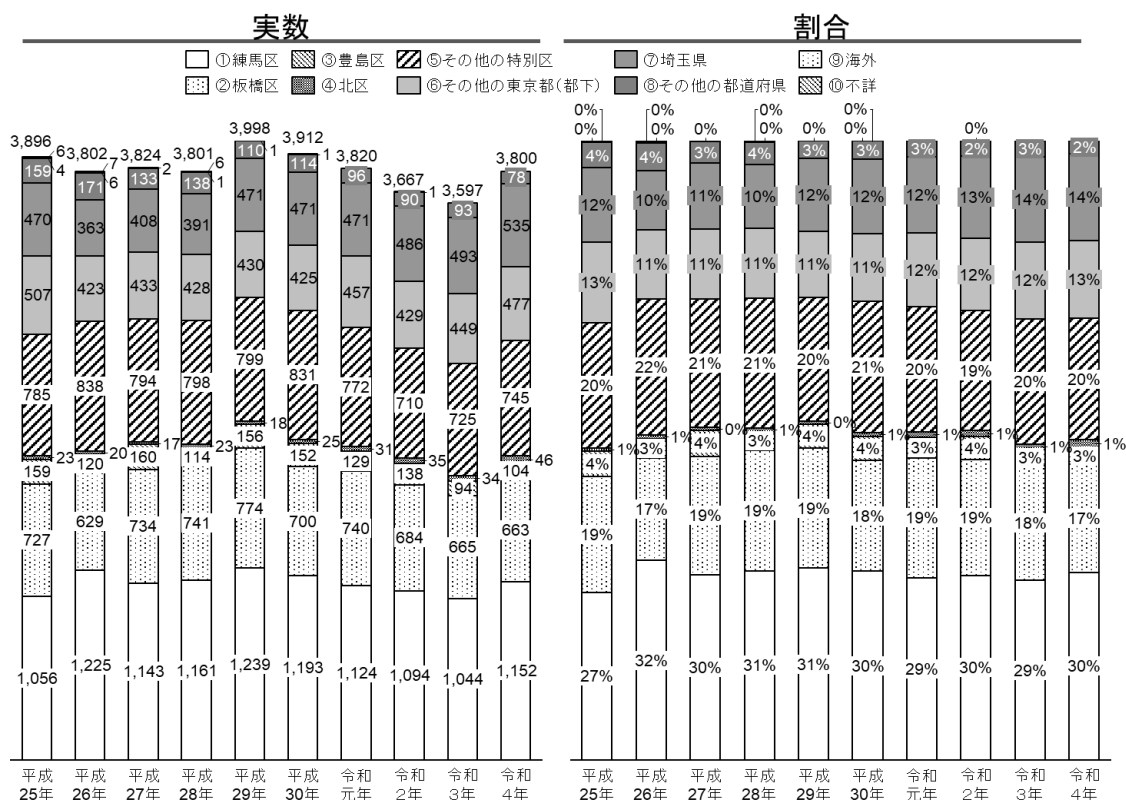
<https://www.city.nerima.tokyo.jp/kusei/tokei/jinko/nenrei/r05/nennreibetu20230101.html>

5. 看取り死（病院・診療所）

本項目では、看取り死のうち、病院・診療所（以下「医療機関」という）で死亡したもの（以下「医療機関看取り」という）を対象に分析した。

（1）看取りを行った医療機関の所在地（経年）

令和4年の医療機関における看取り数は、令和3年より増加し、3,800人だった。医療機関の所在地は、区内が最も多く30%、次いで板橋区が17%である。区内の医療機関による看取り死数の割合は、平成25年から約3割で推移している（図表18）。

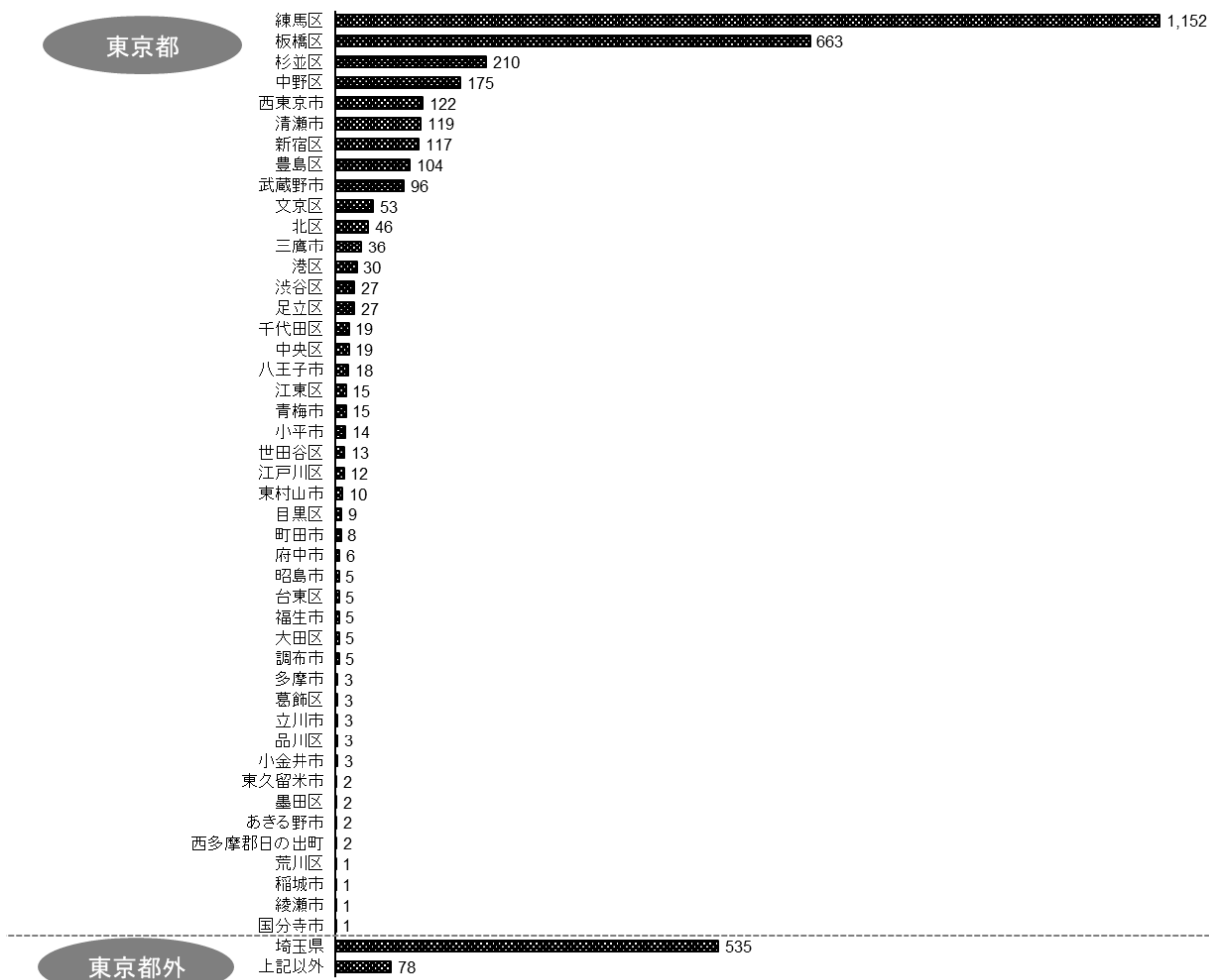


*小数点以下四捨五入により割合の合計が100%とならないことに留意。

図表 18 看取りを行った医療機関の所在地の推移（経年）

(2) 所在地別の医療機関看取り件数（令和4年）

令和4年の所在地別の医療機関別看取り件数は、区内が1,152件と最も多く、次いで、板橋区、杉並区、中野区の医療機関による看取り死数が多くなっている。（図表19）。*令和3年については参考資料に記載。

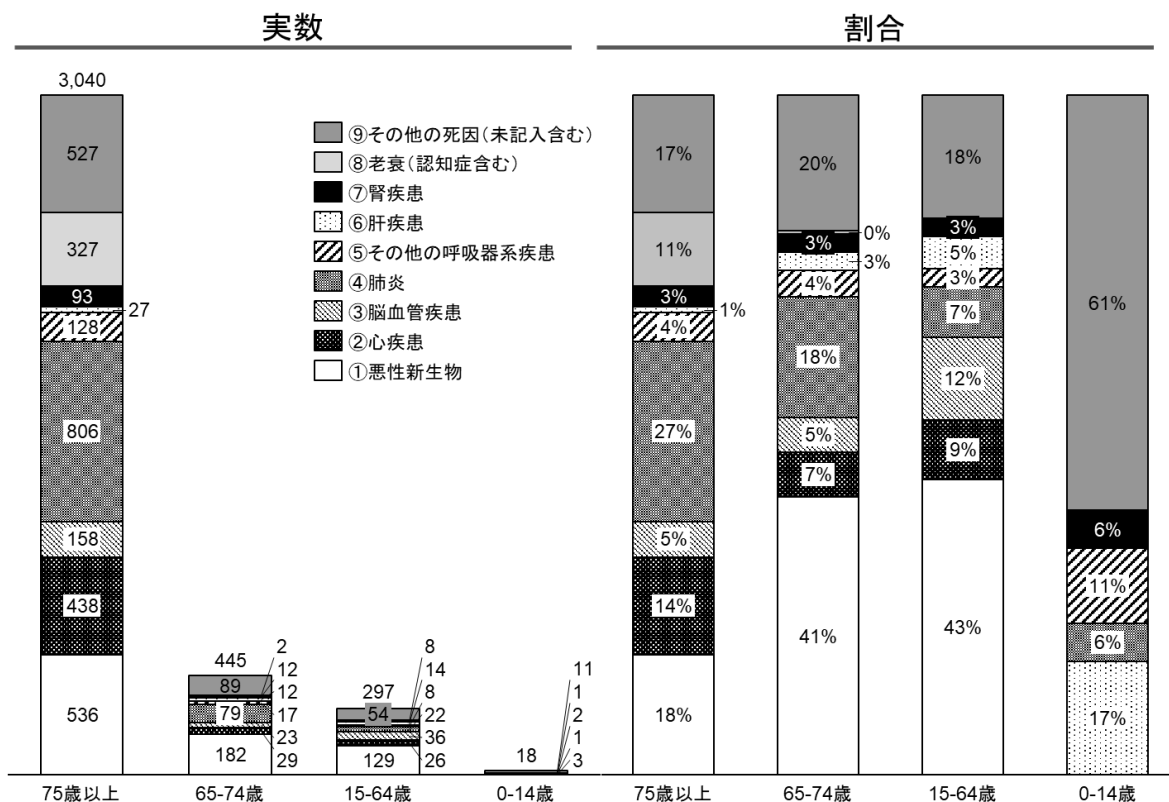


*医療機関所在地が特定出来なかったものは除いて集計した。

図表 19 所在地別の医療機関看取り件数（令和4年）

(3) 医療機関看取りにおける年齢区別の死因（令和4年）

令和4年の医療機関看取りにおける年齢区別の死因の割合は、15～74歳では悪性新生物の割合が最も高いが、75歳以上では肺炎が最多となっている。75歳以上で肺炎に次いで多いのは、悪性新生物、その他の死因である（図表20）。*令和3年については参考資料に記載。

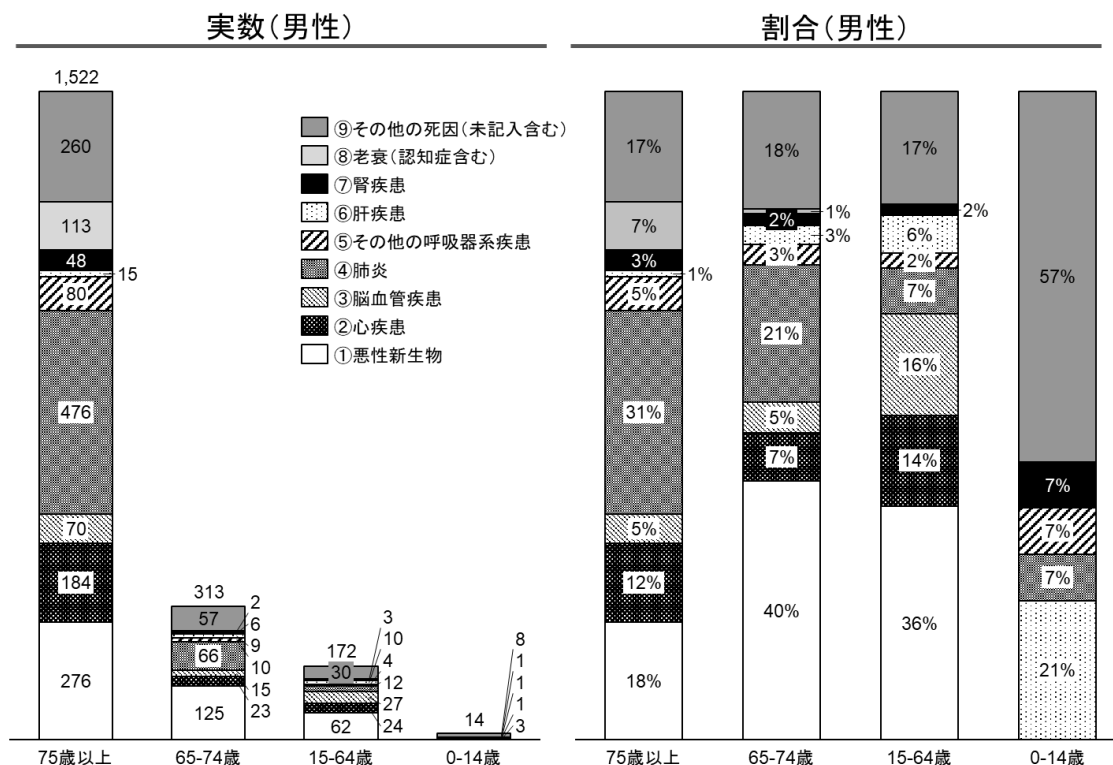


*小数点以下四捨五入により割合の合計が100%とならないことに留意。

図表 20 医療機関看取りにおける年齢区別の死因（令和4年）

(4) 医療機関看取りにおける性別・年齢別の死因（令和4年）

令和4年の医療機関による看取りにおける性別ごとの死因の割合は、男女共に75歳以上では肺炎が最多、15～74歳では悪性新生物が最多だった。また、65～74歳の男性において肺炎の割合が21%を占め、同年齢階層の女性と比較すると約2倍にのぼった（図表21、図表22）。*令和3年については参考資料に記載。

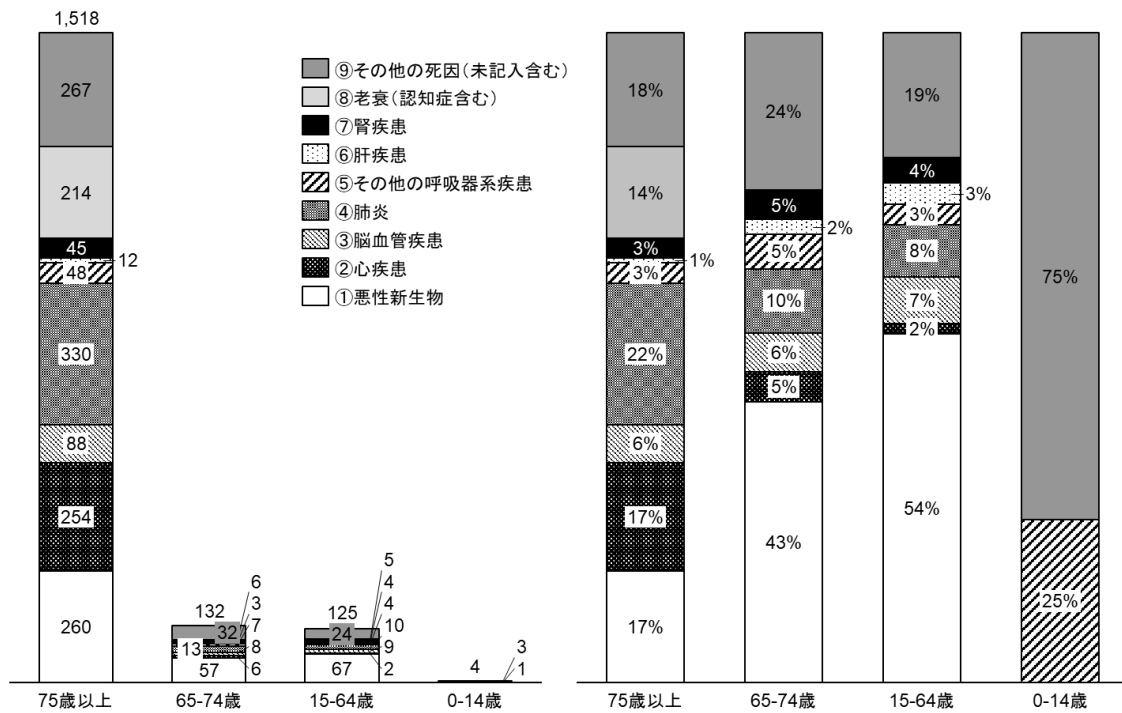


*小数点以下四捨五入により割合の合計が100%とならないことに留意。

図表 21 医療機関看取りにおける性別・年齢別の死因（男性）（令和4年）

実数(女性)

割合(女性)

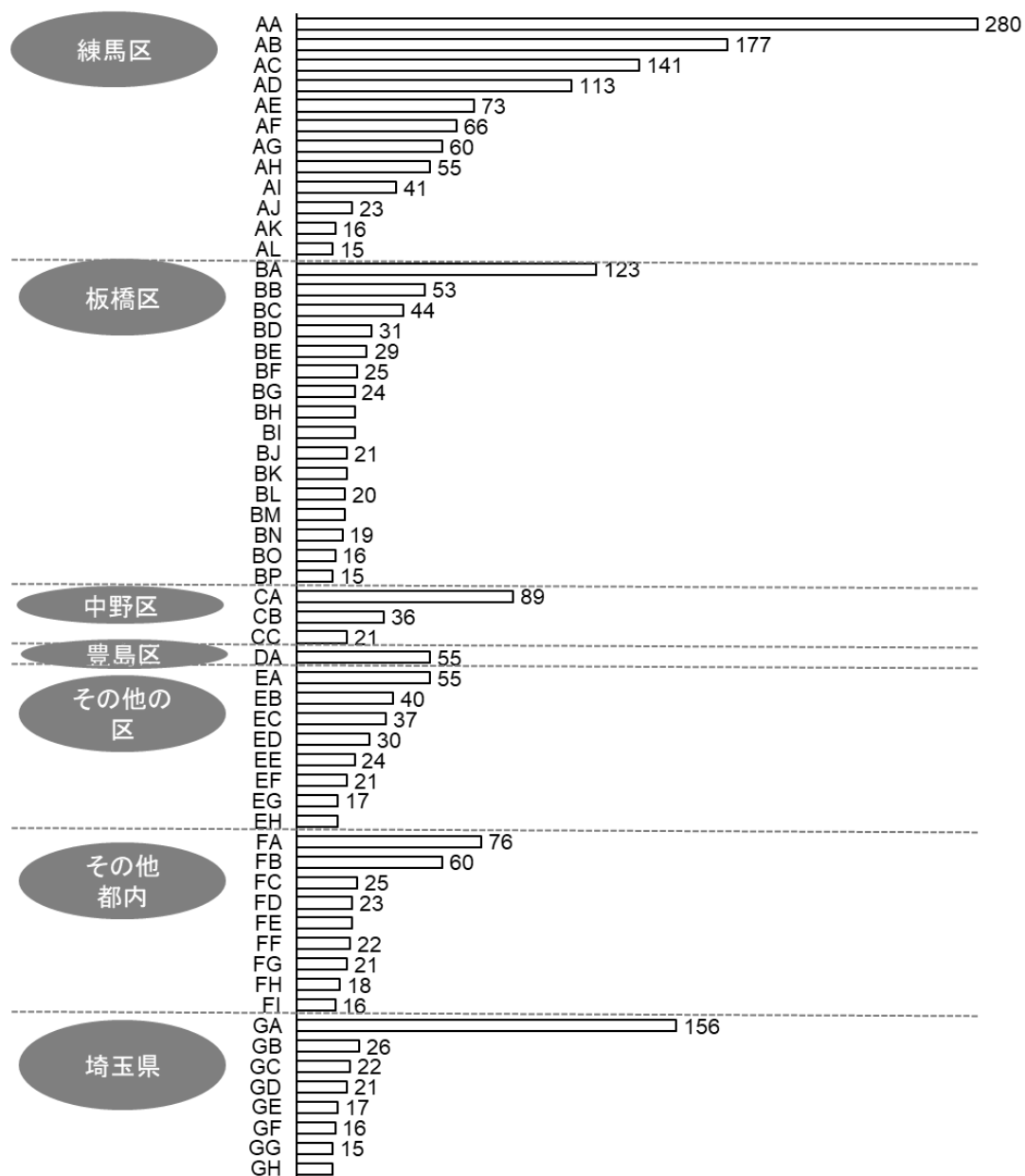


*小数点以下四捨五入により割合の合計が100%とならないことに留意。

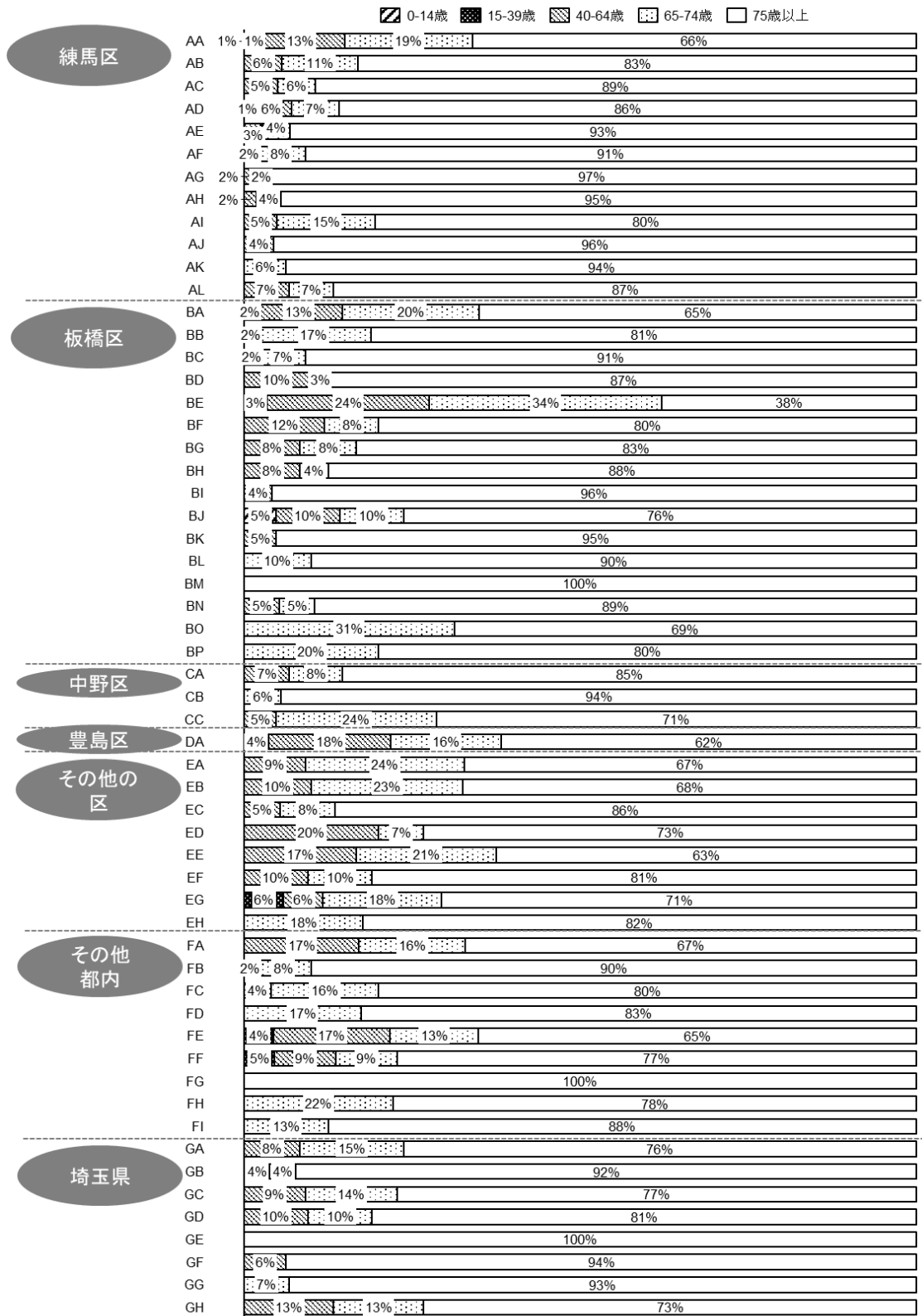
図表 22 医療機関看取りにおける性別・年齢別の死因(女性)(令和4年)

(5) 医療機関別の看取り件数（令和4年）

令和4年の医療機関ごとの看取りでは、年間看取り数100件を超える医療機関は練馬区内で4か所、板橋区で1か所、埼玉県で1か所であった（図表23）。*令和3年については参考資料に記載。

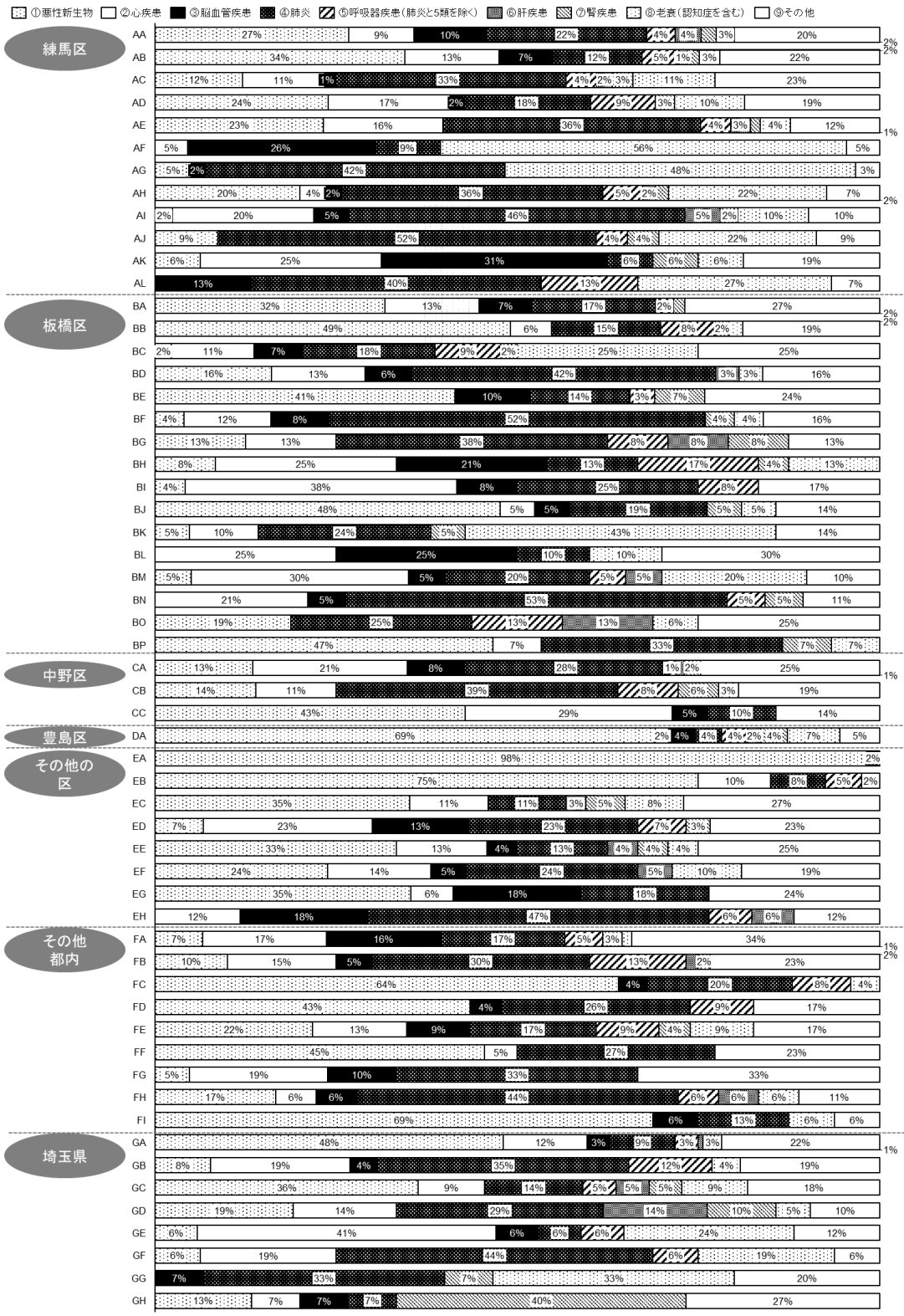


図表 23 医療機関別の看取り件数（年間15件以上）（令和4年）



*小数点以下四捨五入により割合の合計が100%とならないことに留意。

図表 24 医療機関別の看取りの年齢構成割合 (年間15件以上) (令和4年)



*小数点以下四捨五入により割合の合計が100%とならないことに留意。

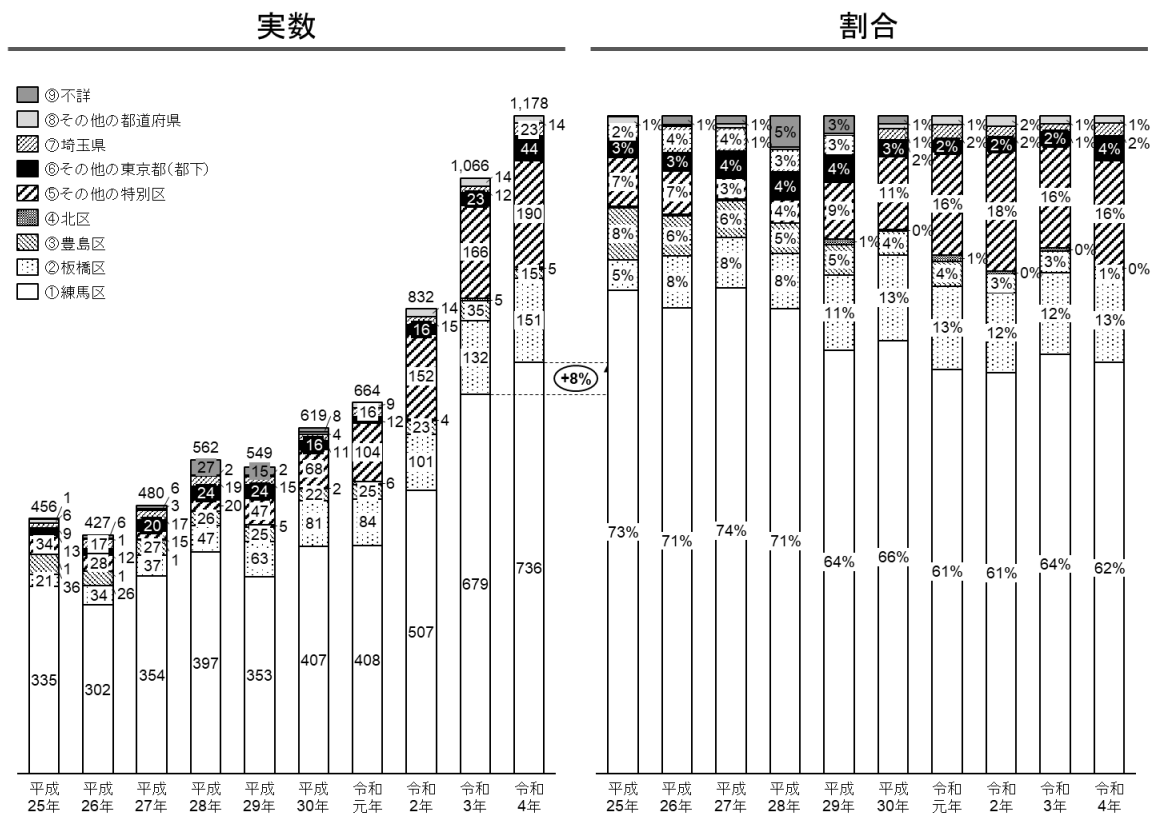
図表 25 医療機関別の看取りの死因割合 (年間15件以上) (令和4年)

6. 看取り死（自宅）

本項目では、看取り死のうち、自宅で死亡したもの（以下「在宅看取り」という）を対象に分析した。

（1）在宅看取り状況（経年）

在宅看取りのうち、区内の医療機関が看取った人数は平成 29 年以降、継続して増加しており、令和 4 年は令和 3 年と比較して 8%増加し、過去最多であった。区外では、板橋区、その他の特別区を所在とする医療機関による在宅看取り数も、過去最多となった（図表 26）。

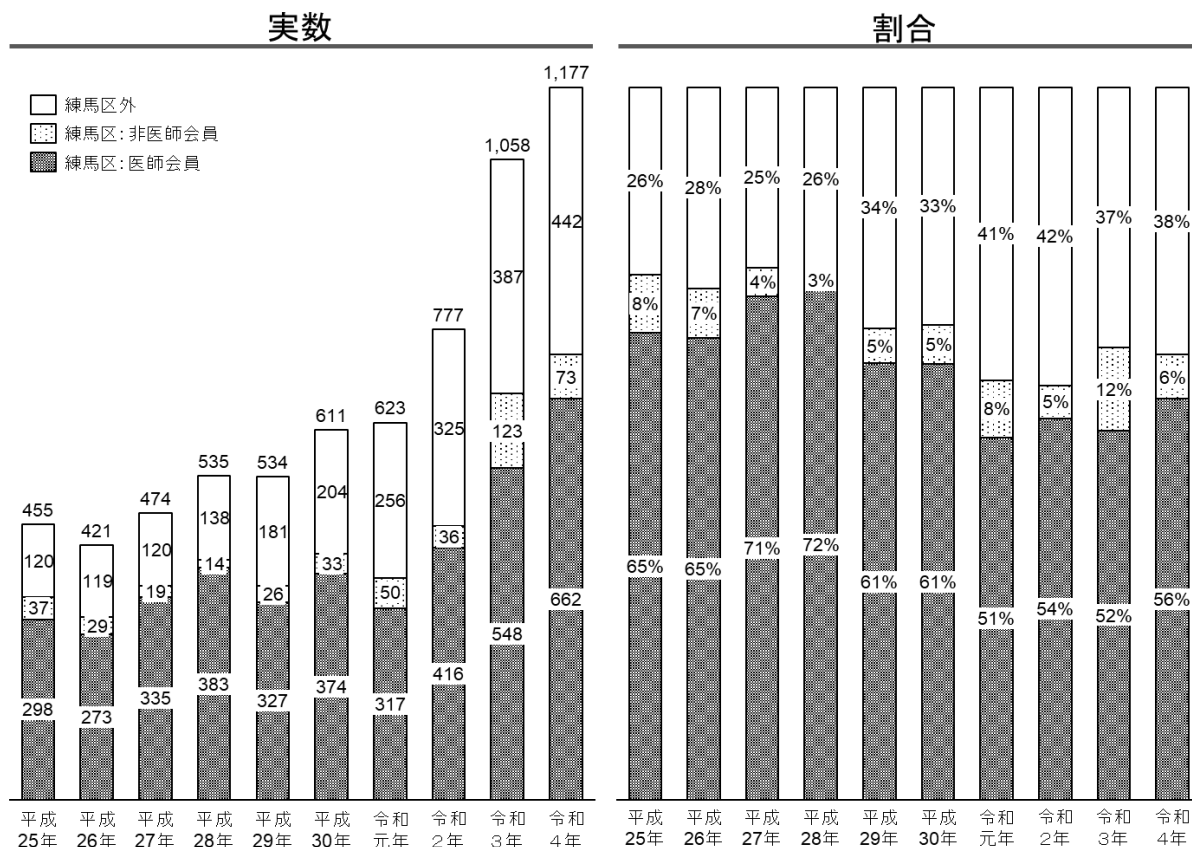


*小数点以下四捨五入により割合の合計が 100%とならないことに留意。

図表 26 在宅看取り状況の推移（経年）

(2) 在宅看取りをした医療機関の所在地（経年）

令和元年から令和4年にかけて、在宅看取り数は2倍弱と顕著に増加しており、これは区外の医師と区内医師会員による在宅看取り数の増加によるものだが、区内医師会員による看取りの増加が特に寄与している（図表 27）。



*医療機関名が特定出来なかったものは除いて集計した。

*小数点以下四捨五入により割合の合計が100%とならないことに留意。

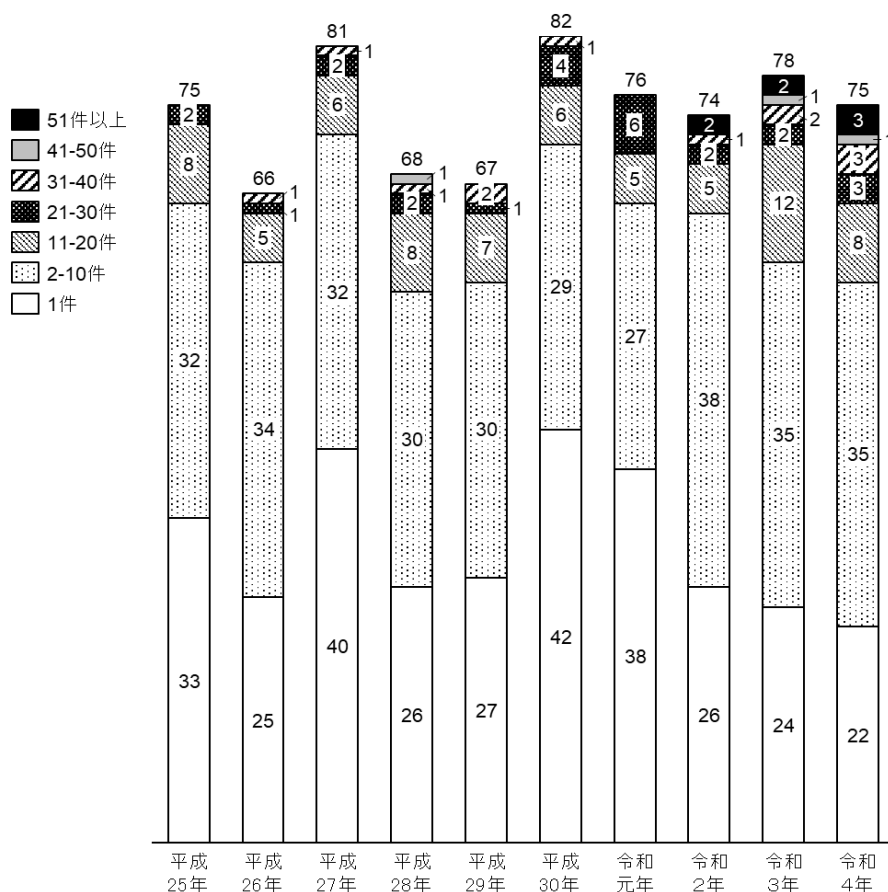
図表 27 在宅看取りをした医療機関の所在地の推移（経年）

(3) 年間在宅看取り件数別の区内医療機関数（経年）

区内医療機関を年間在宅看取り数で区分し、分析した。平成30年以降、年間1件の在宅看取りをした医療機関数は減少傾向、年間21件以上の在宅看取りをした医療機関数は増加傾向にある。

【年間在宅看取り数区分】

- ① 1件 : 年間1件の在宅看取りをした医療機関
- ② 2-10件 : 年間2件から10件の在宅看取りをした医療機関
- ③ 11-20件 : 年間11件から20件の在宅看取りをした医療機関
- ④ 21-30件 : 年間21件から30件の在宅看取りをした医療機関
- ⑤ 31-40件 : 年間31件から40件の在宅看取りをした医療機関
- ⑥ 41-50件 : 年間41件から50件の在宅看取りをした医療機関
- ⑦ 51件以上 : 年間51件以上の在宅看取りをした医療機関

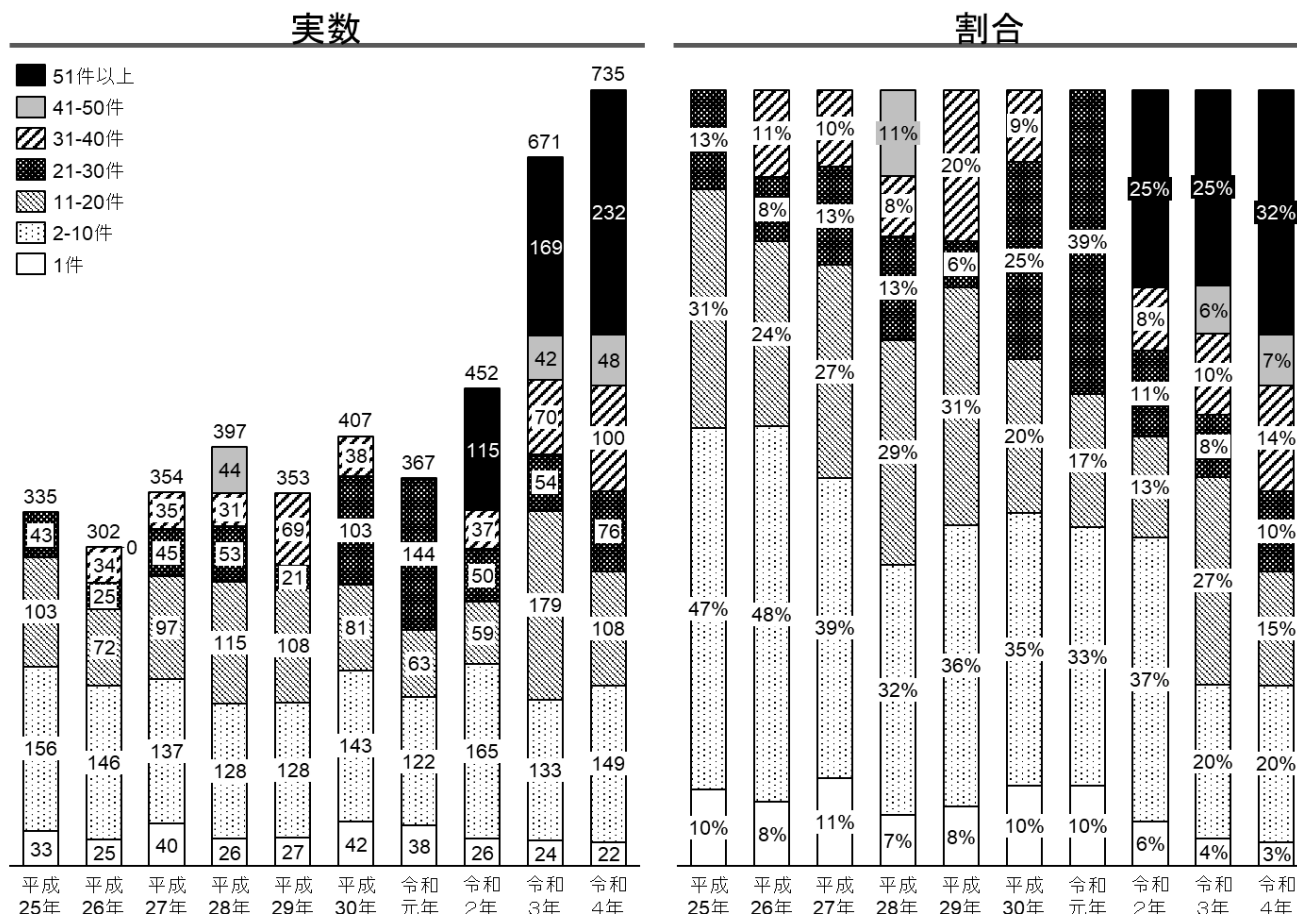


*医療機関名が特定出来なかったものは除いて集計した。

図表 28 年間在宅看取り件数別の区内医療機関数の推移（経年）

(4) 区内医療機関における年間在宅看取り件数区分ごとの看取り件数と割合（経年）

令和4年は、年間看取り件数が51件以上の医療機関の割合が過去最多の32%となり、平成25年以降、年間看取り件数が多い医療機関による看取りの割合が増加傾向にある（図表29）。

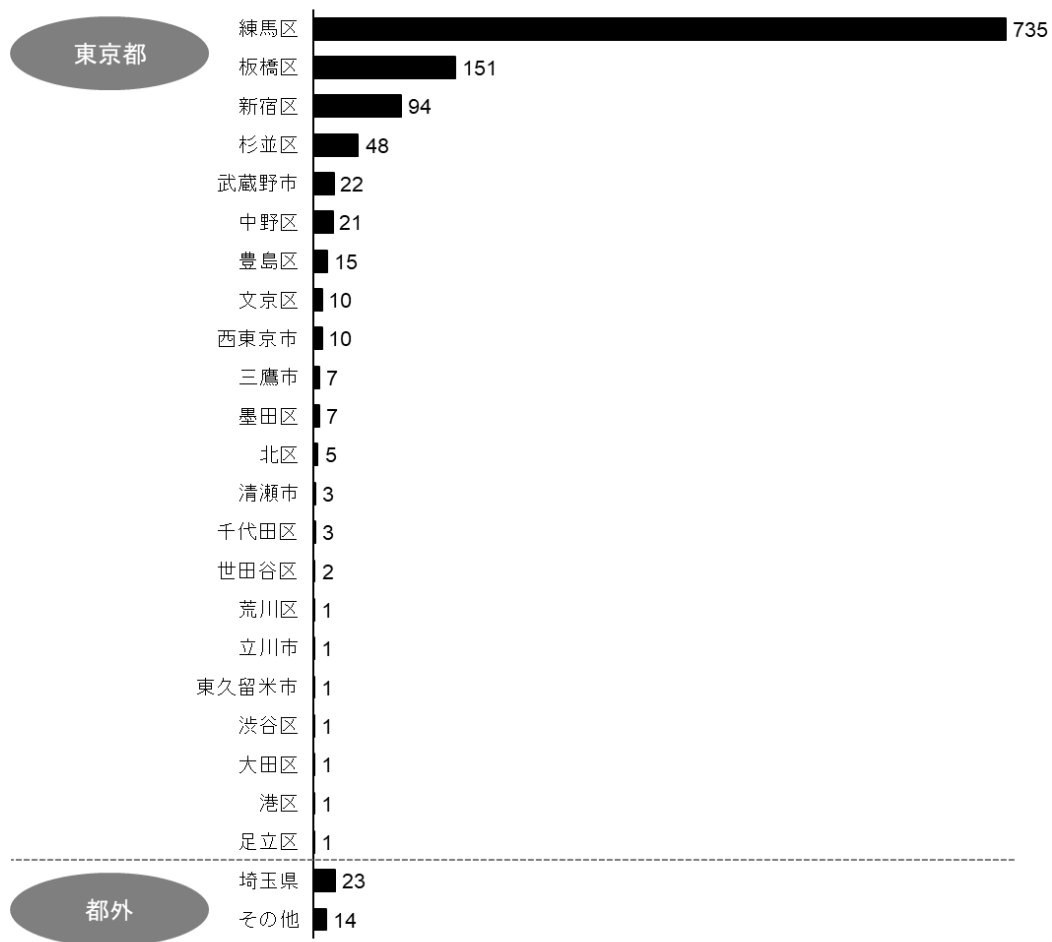


*医療機関名が特定出来なかったものは除いて集計した。
 *小数点以下四捨五入により割合の合計が100%とならないことに留意。

図表 29 区内医療機関における年間在宅看取り件数区分ごとの看取り件数と割合の推移（経年）

(5) 医療機関所在地別の在宅看取り件数（令和4年）

令和4年の医療機関所在地別の在宅看取り件数を見ると、区内の医療機関が最も多く735件である。練馬区以外の自治体では、板橋区、新宿区の医療機関が多い（図表30）。*令和3年については参考資料に記載。

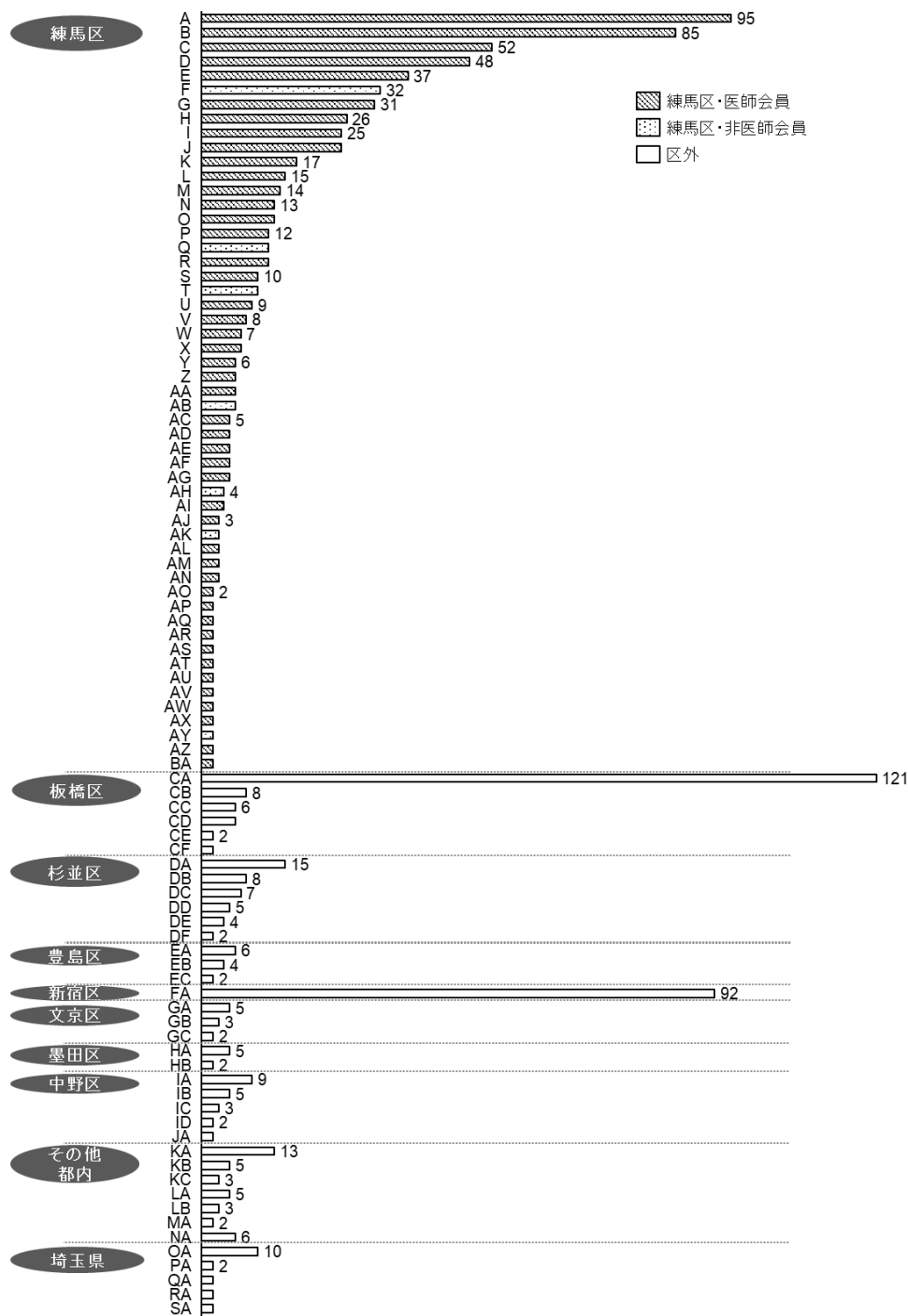


*医療機関名が特定出来なかったものは除いて集計した。

図表 30 医療機関所在地別の在宅看取り数（令和4年）

(6) 医療機関別の在宅看取り件数 (令和4年)

令和4年の医療機関別の在宅看取り件数は、板橋区の医療機関の121件が最多、次点で練馬区の95件、3番目に新宿区の92件であった(図表31)。*令和3年については参考資料に記載。



*医療機関名が特定出来なかったものは除いて集計した。

図表 31 医療機関別の在宅看取り件数 (年間2件以上) (令和4年)

(7) 区内在宅療養支援診療所・病院区分別の在宅看取り件数（令和4年）

令和5年10月現在、区内医療機関における在宅療養支援診療所・病院（以下「在支診・在支病」という）の届出数は、在支診3が最多の43か所、次いで在支診2が31か所となっている。

令和4年に在宅看取りをした医療機関を届出の種類ごとに比較すると、在支診2は31か所のうち29か所（93.5%）、在支診3は43か所のうち18か所（41.9%）が看取りを行っている。

在宅看取り件数は、在支診2が563件（76.6%）と最も多く、次いで、在支診3が84件（11.4%）であった（図表32）。

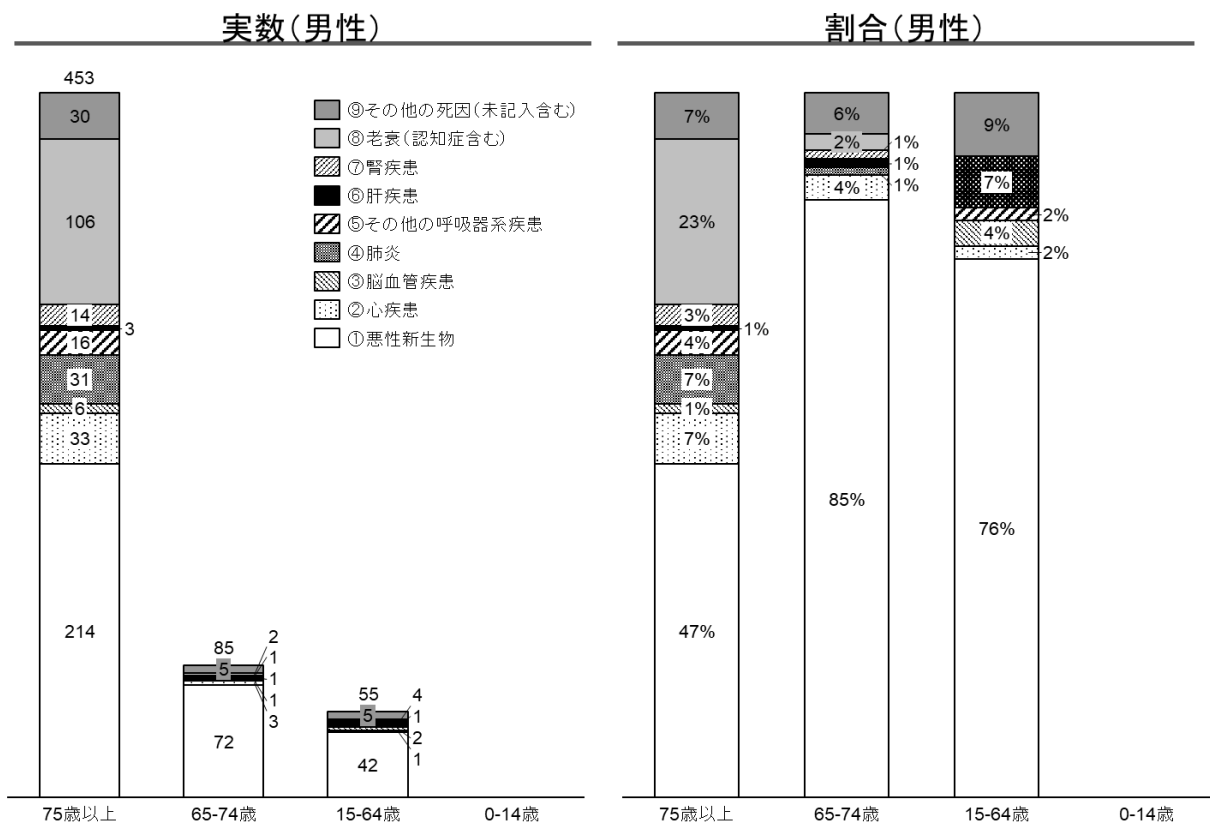
届出の種類	届出数	在宅看取り対応数	在宅看取り件数
	*括弧内は合計に対する比率 *届出は令和5年10月現在	*括弧内は届出数に対する比率	*括弧内は合計に対する比率
在宅療養支援診療所1	1か所(0.0%)	1か所(100.0%)	12件(1.6%)
在宅療養支援診療所2	31か所(5.7%)	29か所(93.5%)	563件(76.6%)
在宅療養支援診療所3	43か所(7.9%)	18か所(41.9%)	84件(11.4%)
在宅療養支援病院1	0か所(0.0%)	0か所(-)	0件(0.0%)
在宅療養支援病院2	4か所(0.7%)	3か所(75.0%)	36件(4.9%)
在宅療養支援病院3	0か所(0.0%)	0か所(-)	0件(0.0%)
届出なし	464か所(85.5%)	24か所(5.2%)	40件(5.4%)
合計	543か所	75か所(13.8%)	735件

※小数点以下四捨五入のため、割合の合計が100%にならないことに留意。

図表 32 区内在宅療養支援診療所・病院区分別の在宅看取り件数（令和4年）

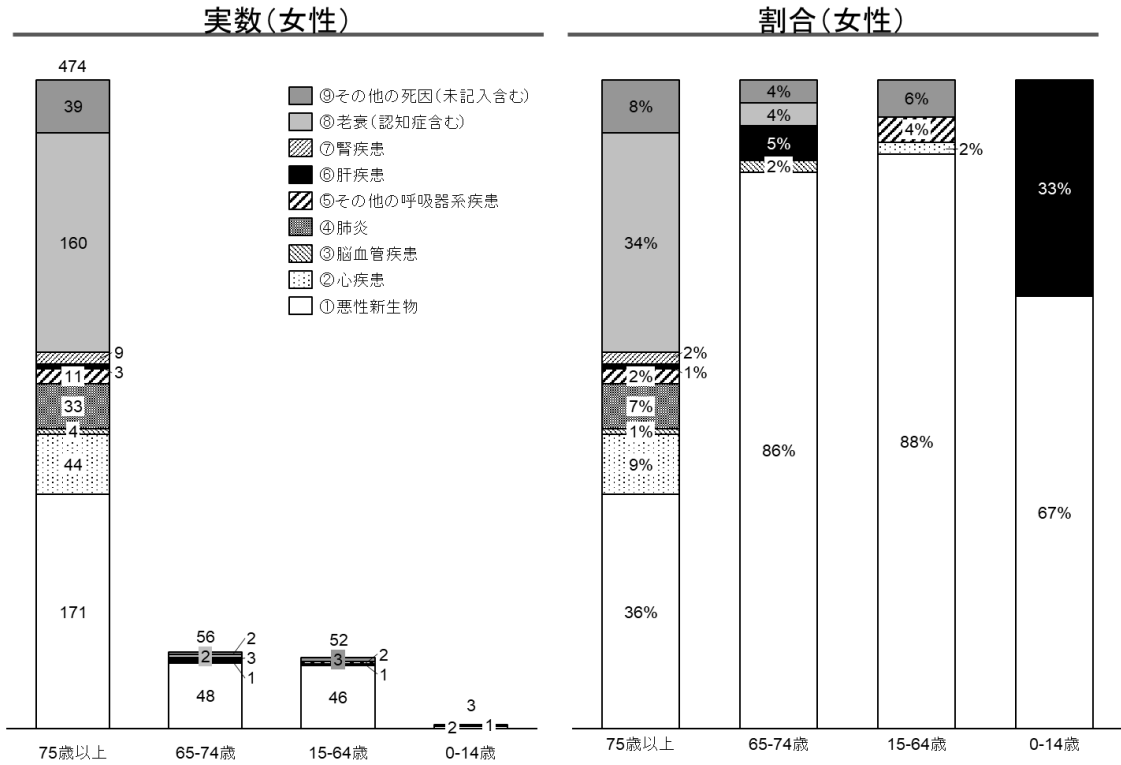
(8) 性別ごとの年齢・死因別の在宅看取り件数（令和4年）

在宅看取りにおける死因は、15～64歳以上で男女ともに悪性新生物が最大の死因である。また75歳以上の男性において悪性新生物の割合が47%を占め、同年齢階層の女性（36%）と比較すると、10%以上の差がある（図表33、図表34）。*令和3年については参考資料に記載。



*小数点以下四捨五入により割合の合計が100%とならないことに留意。

図表 33 年齢・死因別の在宅看取り件数（男性）（令和4年）



*小数点以下四捨五入により割合の合計が100%とならないことに留意。

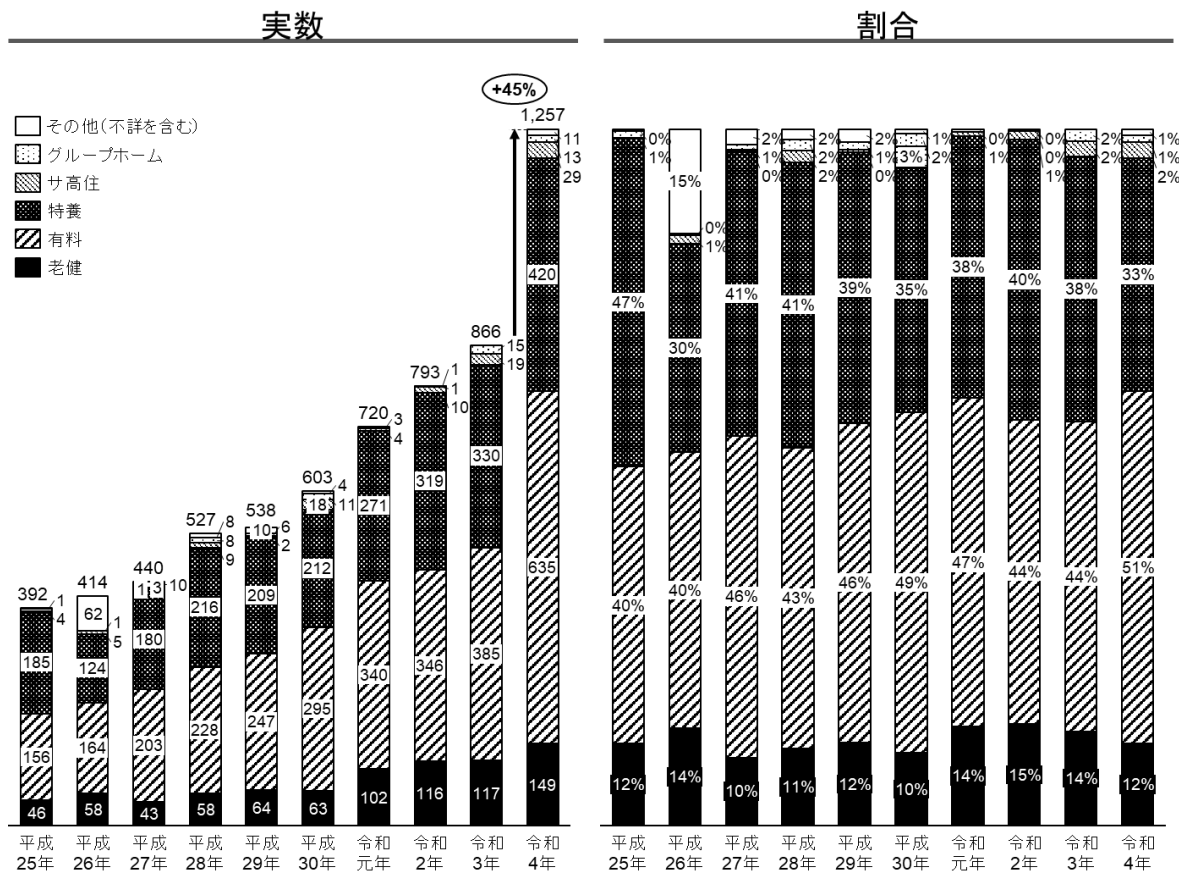
図表 34 年齢・死因別の在宅看取り件数(女性)(令和4年)

7. 看取り死（介護老人保健施設・老人ホーム）

本項目では、看取り死のうち、介護老人保健施設（以下「老健」という）や特別養護老人ホーム（以下「特養」という）等の施設で死亡したもの（以下「施設看取り」という）を対象に分析を行った。

（1）施設分類別の看取り件数（経年）

施設での看取り件数は平成 25 年以降、増加傾向である。特に令和 4 年の施設での看取り件数は令和 3 年から 45%増加し、1,257 件となった。また施設分類ごとの看取り件数の割合は、有料が最多で、過半数を占める（図表 35）。



*「その他（不詳を含む）」には、養護老人ホーム、軽費老人ホームなどを含む

*小数点以下四捨五入により割合の合計が 100%とならないことに留意。

図表 35 施設分類別の看取り件数（経年）

*小数点以下四捨五入により割合の合計が 100%とならないことに留意。

(2) 施設所在地別の施設看取り件数（令和4年）

令和4年に区民を看取った施設の所在地は、練馬区が930件と最多、次いで板橋区が63件である（図表38）。*令和3年については参考資料に記載。

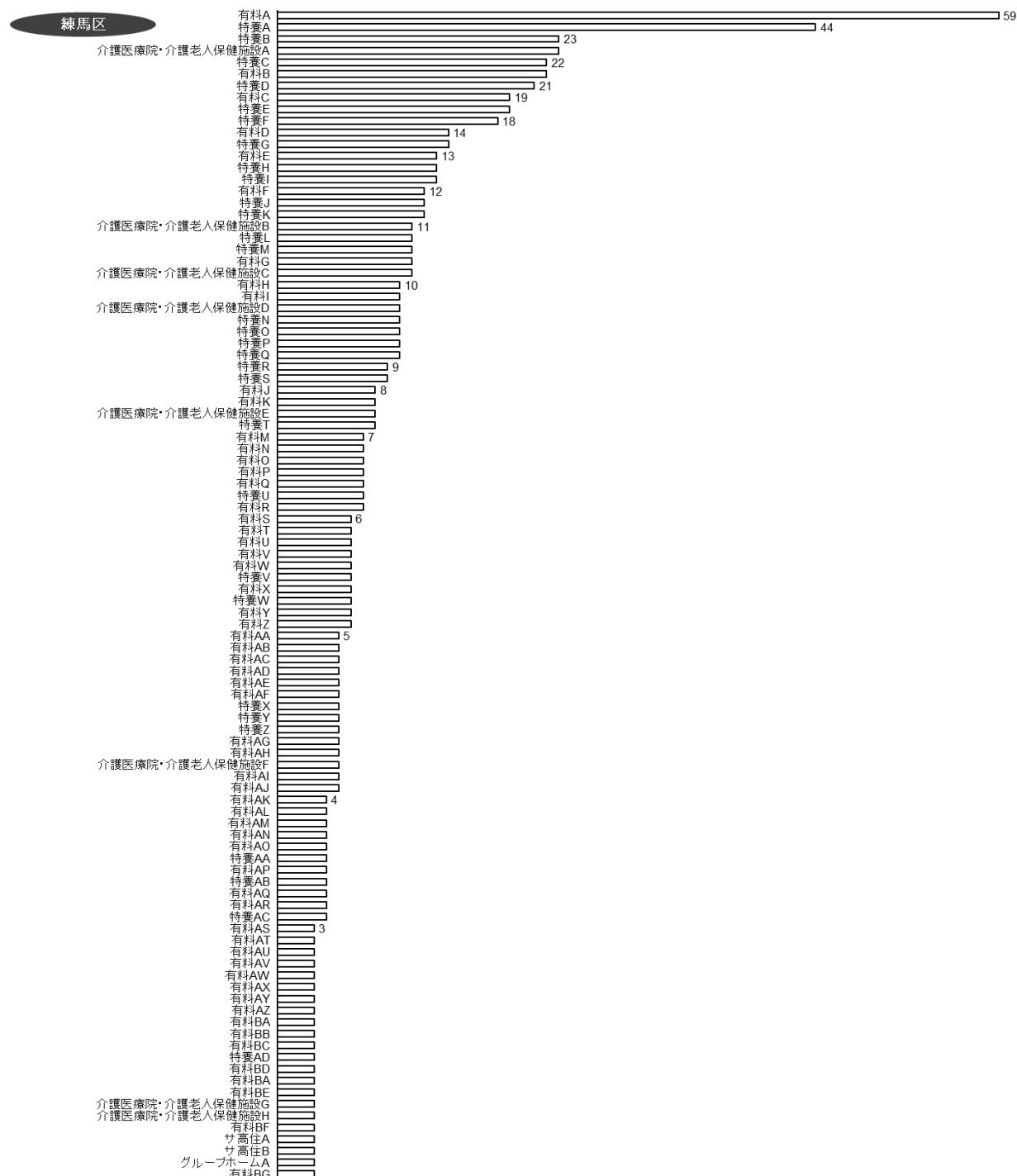


*施設所在地が特定できなかった施設は除いて集計した。

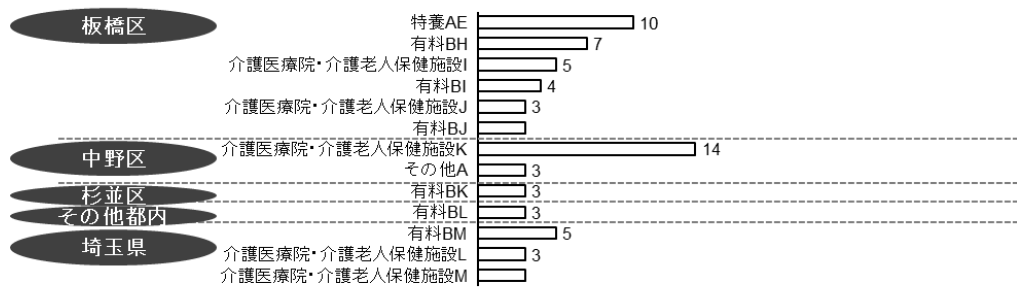
図表 36 施設所在地別の施設看取り件数（令和4年）

(3) 施設別の看取り件数（令和4年）

令和4年の施設ごとの看取り件数（年間3件以上）について、区内の特養4施設が年間20件以上看取っている。*令和3年については参考資料に記載。



図表 37-1 施設別の看取り件数（年間3件以上）（令和4年）

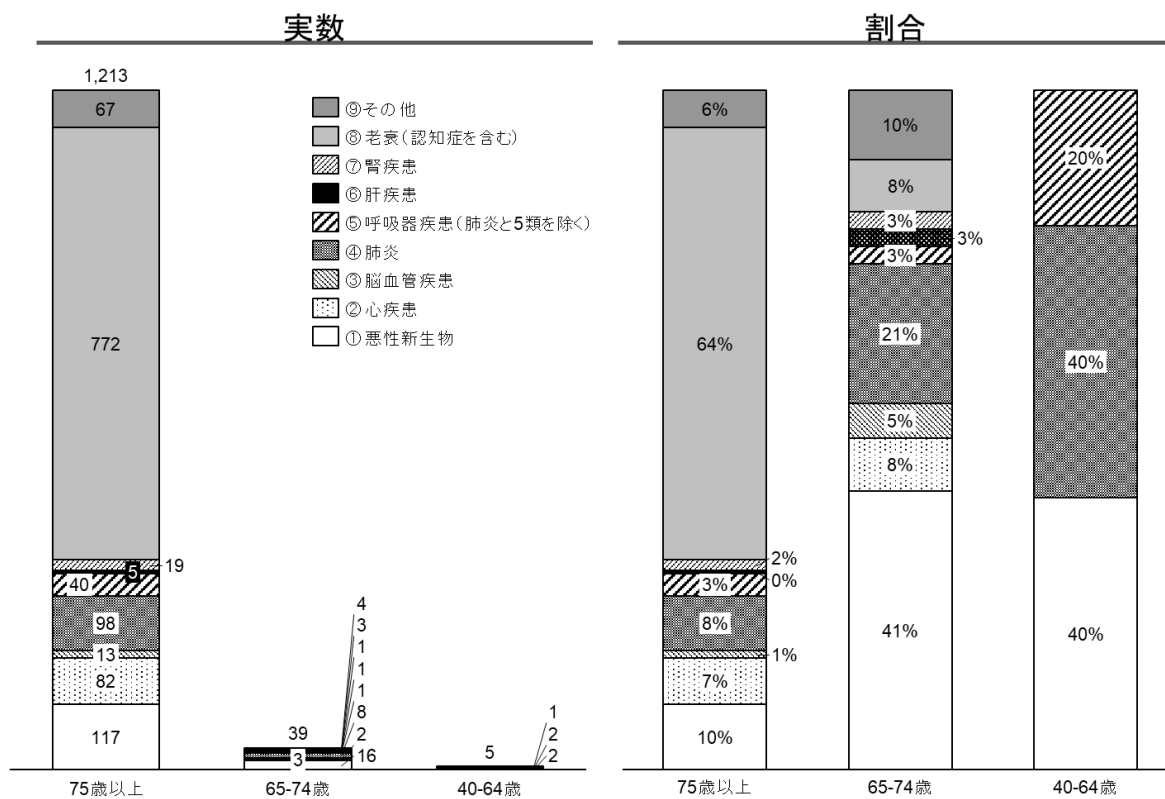


図表 37-2 施設別の看取り件数（年間3件以上）（令和4年）

(4) 施設看取りにおける年齢区別の死因（令和4年）

令和4年の75歳以上の死因は老衰が64%と最多、次いで悪性新生物が10%と肺炎が8%である。また65～74歳の死因は、悪性新生物が41%と最多である（図表38）。

*令和3年については参考資料に記載。

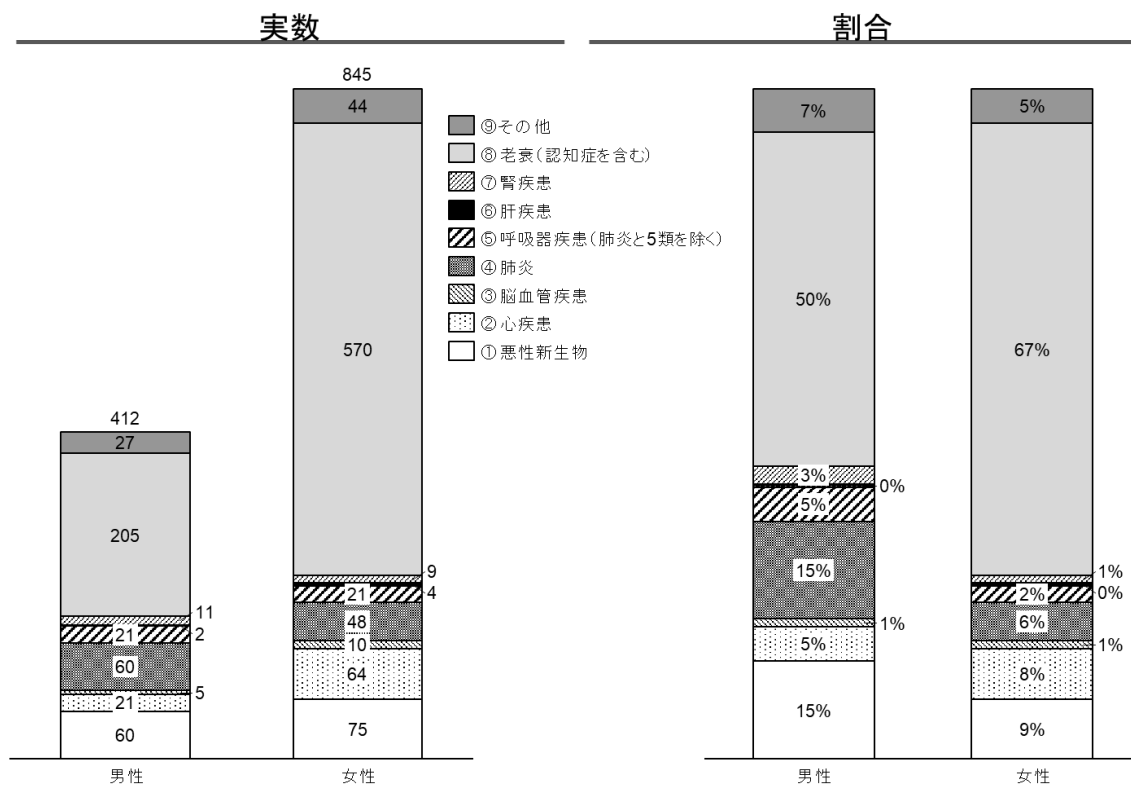


*小数点以下四捨五入により割合の合計が100%とならないことに留意。

図表38 施設看取りにおける年齢区別の死因（令和4年）

(5) 施設看取りにおける性別ごとの死因（令和4年）

令和4年の施設看取りは、男性が412人、女性が845人となっている。死因は、男女ともに老衰（認知症を含む）が最多で、男性の50%、女性の67%を占める（図表39）。*令和3年については参考資料に記載。

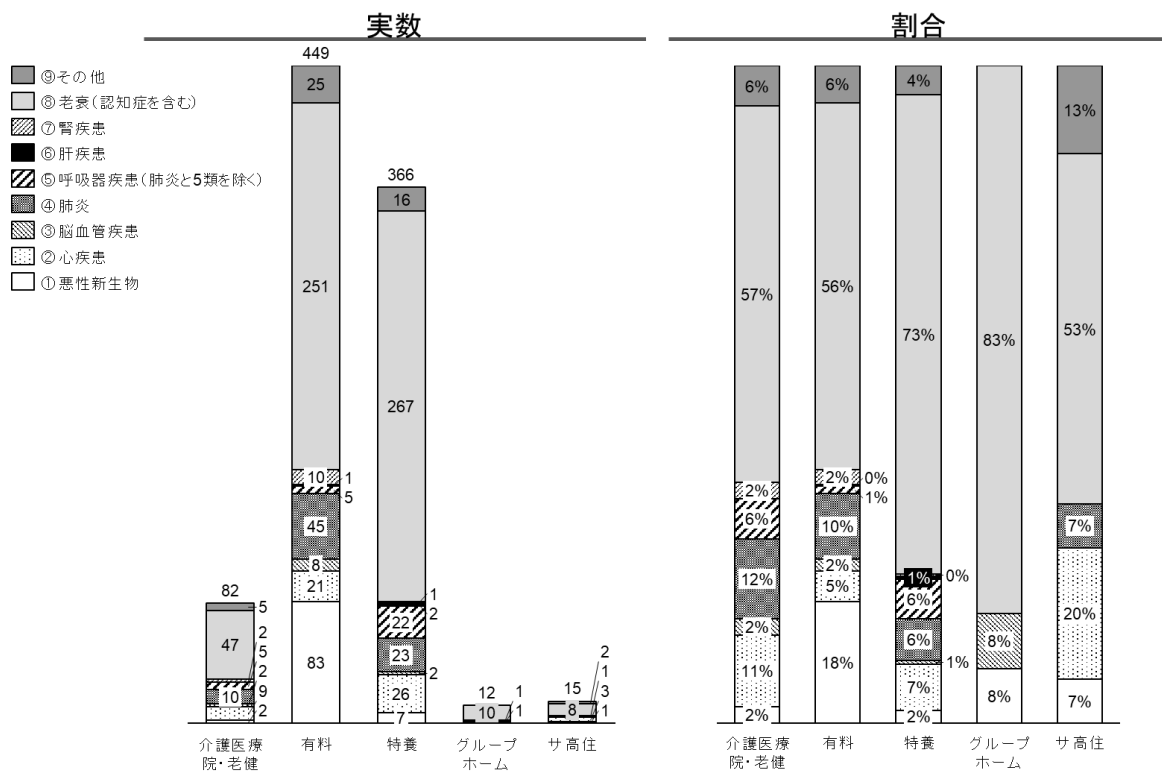


*小数点以下四捨五入により割合の合計が100%とならないことに留意。

図表 39 施設看取りにおける性別ごとの死因（令和4年）

(6) 施設分類別の死因（令和4年）

令和4年の施設分類別の死因の割合は、いずれも老衰が最も多く、特に特養とグループホームでは7割を超えている。また有料は他施設と比較して悪性新生物の割合が高く、有料全体のうち18%を占めている（図表40）。*令和3年については参考資料に記載。

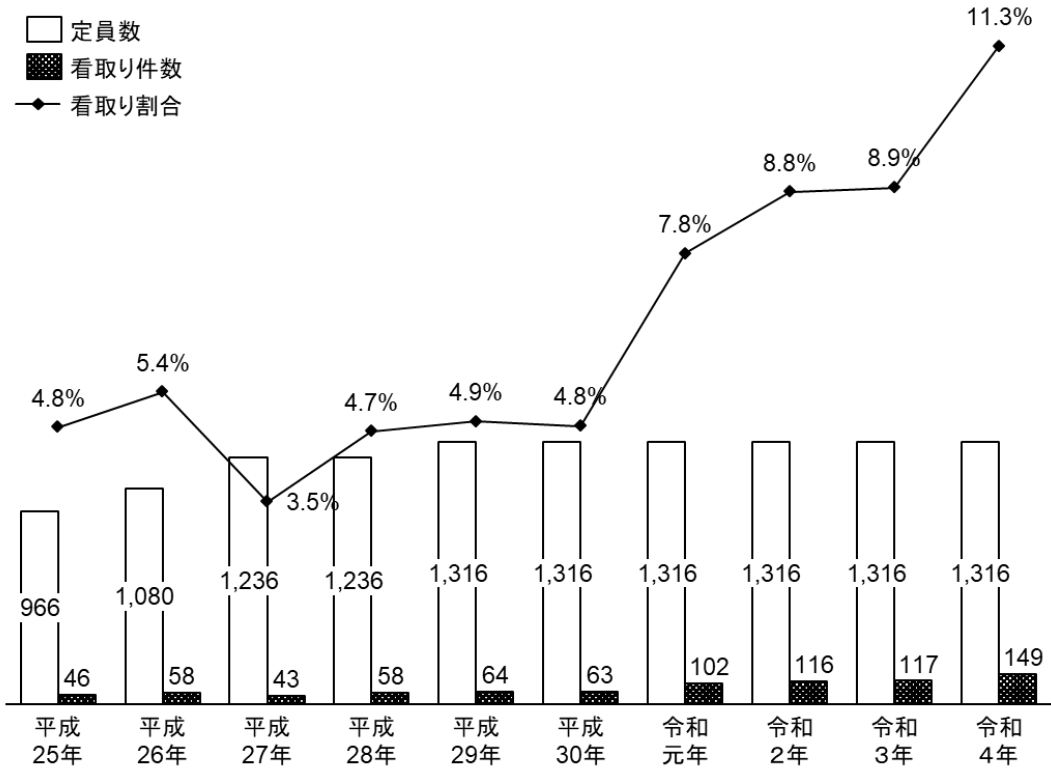


*小数点以下四捨五入により割合の合計が100%とならないことに留意。

図表40 施設種類別の死因（令和4年）

(7) 施設種類別の分類別の施設定員数に対する看取り割合（経年）（介護医療院・老健）

介護医療院・老健の定員数は平成 29 年以降一定であるが、看取り割合は増加傾向にあり、令和 4 年は過去最高の 11.3%に達した（図表 41）。



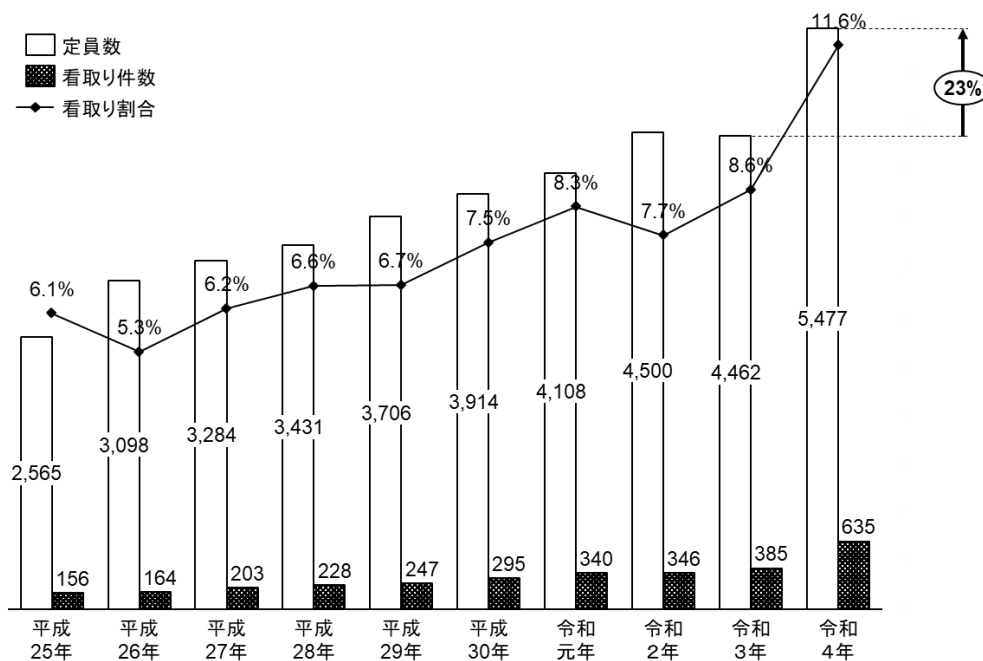
*定員数の基準日は当該年の翌年 1 月 1 日

*施設看取り数には区外も含まれる

図表 41 老健の定員数に対する看取り割合の推移（経年）

(8) 施設分類別の施設定員数に対する看取り割合（経年）（有料老人ホーム）

有料老人ホームの定員数は平成25年以降年増加傾向にあり、令和4年の定員数は令和3年と比較し、23%増加であった。また有料老人ホームの定員数に対する看取り割合は増加傾向にあり、令和4年は過去最高の11.6%に達した（図表42）。



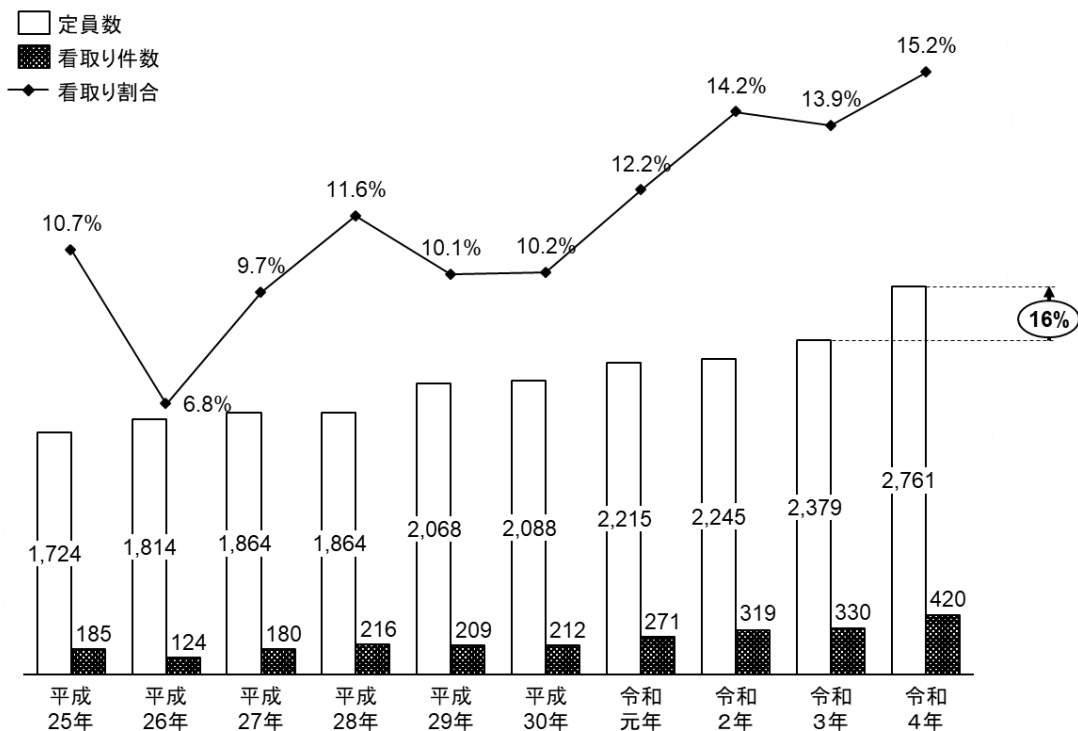
*定員数の基準日は当該年の翌年1月1日

*施設看取り数には区外も含まれる

図表42 有料老人ホームの定員数に対する看取り割合の推移（経年）

(9) 施設分類別の施設定員数に対する看取り割合（経年）（特別養護老人ホーム）

特別養護老人ホームの定員数は平成25年以降年増加傾向にあり、令和4年の定員数は令和3年と比較し、16%増加であった。また令和4年の特別養護老人ホームの定員数に対する看取り割合は令和3年と比較して過去最高の15.2%に達した（図表43）。



*定員数の基準日は当該年の翌年1月1日

*施設看取り数には区外も含まれる

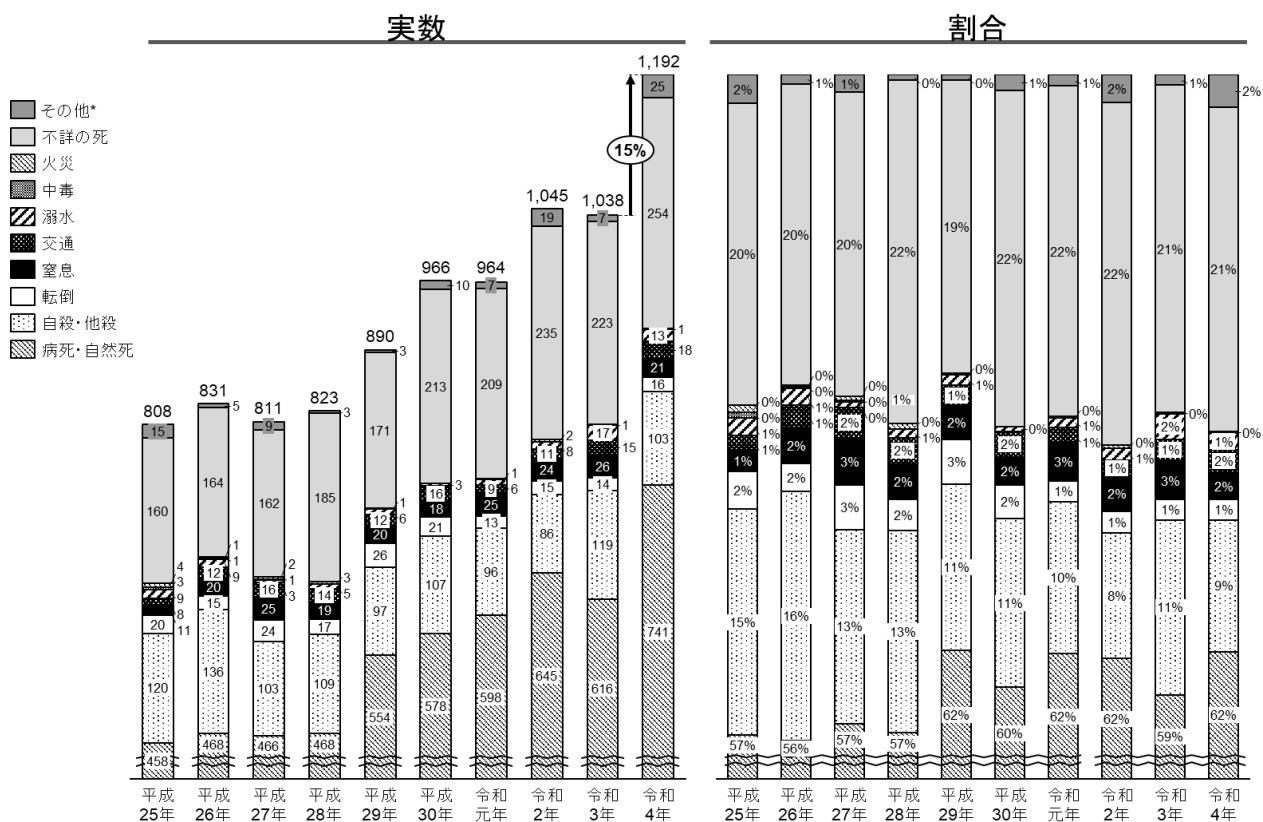
図表43 特別養護老人ホームの定員数に対する看取り割合の推移（経年）

8. 異状死

本項目では、異状死（死体検案書が発行されたもの）を対象に分析した。

(1) 異状死の死因（経年）

異状死は令和2年から3年にかけてやや減少したが、令和4年は15%増加している。死因別に見ると令和3年と比較すると、「自殺・他殺」は16名減少した一方、「病死・自然死」は125名、「不詳の死」は31名増加している（図表44）。



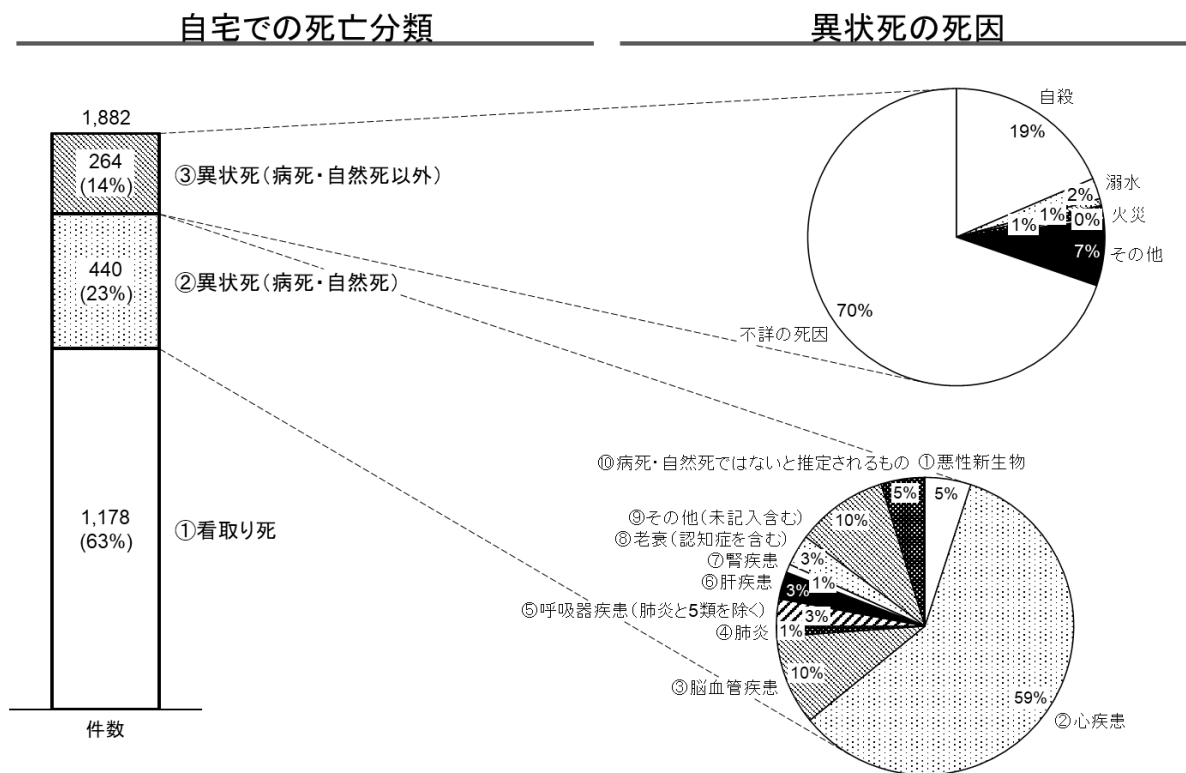
*「その他」には、凍傷、熱中症、不慮の事故などが含まれる

*小数点以下四捨五入により割合の合計が100%とならないことに留意。

図表 44 異状死の死因の推移（経年）

(2) 自宅での異状死の状況 (令和4年)

自宅での死亡者1,882人のうち、440人(23%)が「異状死(病死・自然死)」、264人(14%)が「異状死(病死・自然死以外)」に該当した。「異状死(病死・自然死)」のうち、59%が心疾患である。一方、異状死(病死・自然死以外)では、不詳の死因が70%である(図表45)。*令和3年については参考資料に記載。

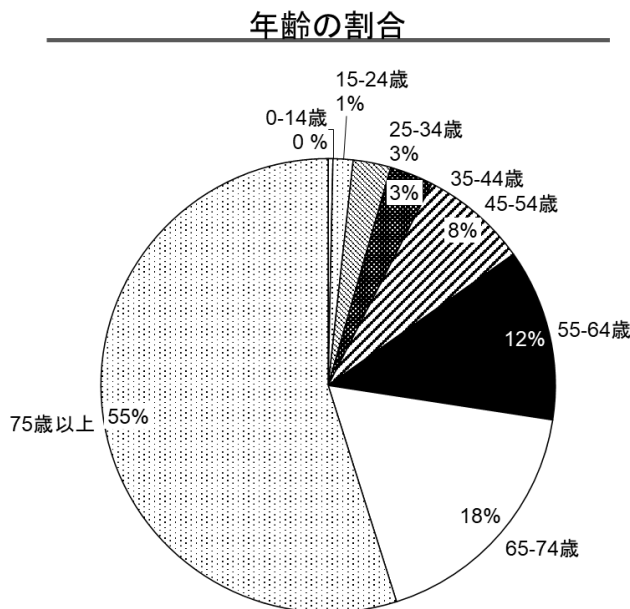


*小数点以下四捨五入により割合の合計が100%とならないことに留意。

図表 45 自宅での異状死の状況 (令和4年)

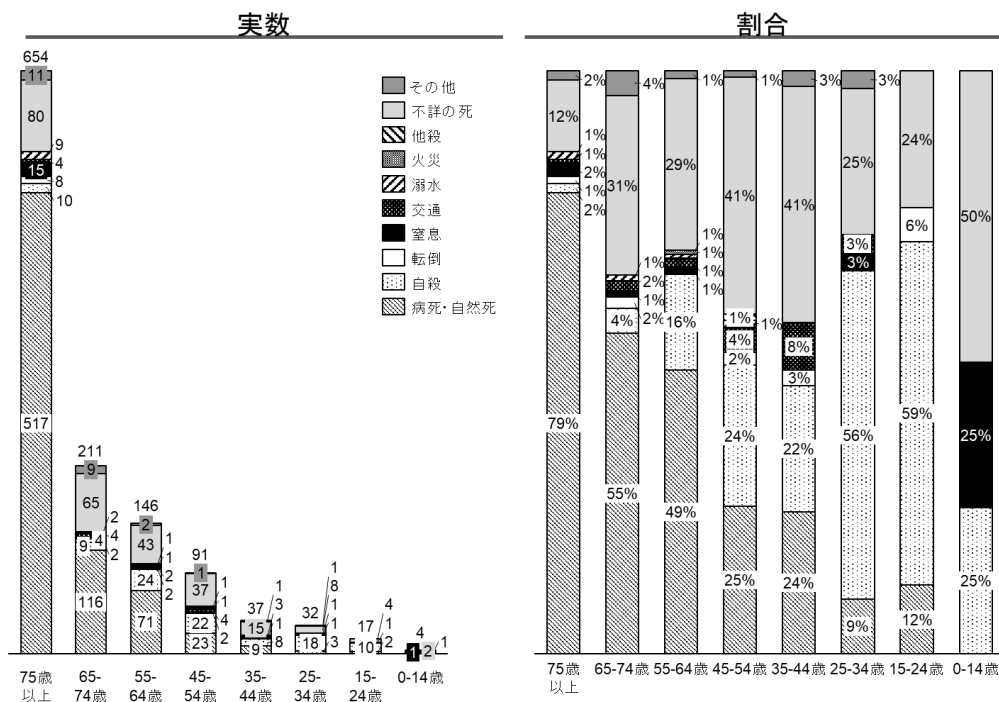
(3) 異状死の年齢区別の死因（令和4年）

異状死の年齢区分ごとの構成比は、75歳以上が全体の55%、65～74歳が18%を占めている（図表46）。また、その死因の多くは病死・自然死であるが、25～34歳、15～24歳においては自殺の割合が最も多い（図表47）。*令和3年については参考資料に記載。



*小数点以下四捨五入により割合の合計が100%とならないことに留意。

図表46 異状死の年齢区分構成比（令和4年）



*小数点以下四捨五入により割合の合計が100%とならないことに留意。

図表47 異状死の年齢区別の死因（令和4年）

第4章 将来死亡者数推計

本章では、練馬区における令和7年（2025年）～令和42年（2060年）の死亡場所別の死亡者数の推計を行った。

1. 推計方法

国立社会保障・人口問題研究所が公開している将来推計人口、生残率¹²をもとに練馬区における将来の死亡者数を算出し、その上で今回の死亡小票分析の結果を用いて、死亡場所別（自宅・施設、医療機関、その他の場所）ごとの看取り死数、異状死数を推計した。

2. 死亡場所別の死亡者数算出の仮定条件

死亡場所別の死亡者数は以下のような仮定を置いて推計した（図表 48）。

●異状死

一定の頻度で発生すると仮定し、令和2年（2020年）～令和4年（2022年）にかけての各年の発生頻度（図表 10 参照）の平均値を算出、その上で異状死の割合を16.0%と仮定した。

●看取り死の総数

死亡者数から異状死を除いた値を看取り死の総数とした。

●看取り死：医療機関

医療機関での死亡者は減少傾向にあることから、令和4年（2022年）の実績値3,800人を基準に、「医療機関看取り」と「施設・自宅看取りの比率が5年ごとに5%ずつ減少すると仮定した。

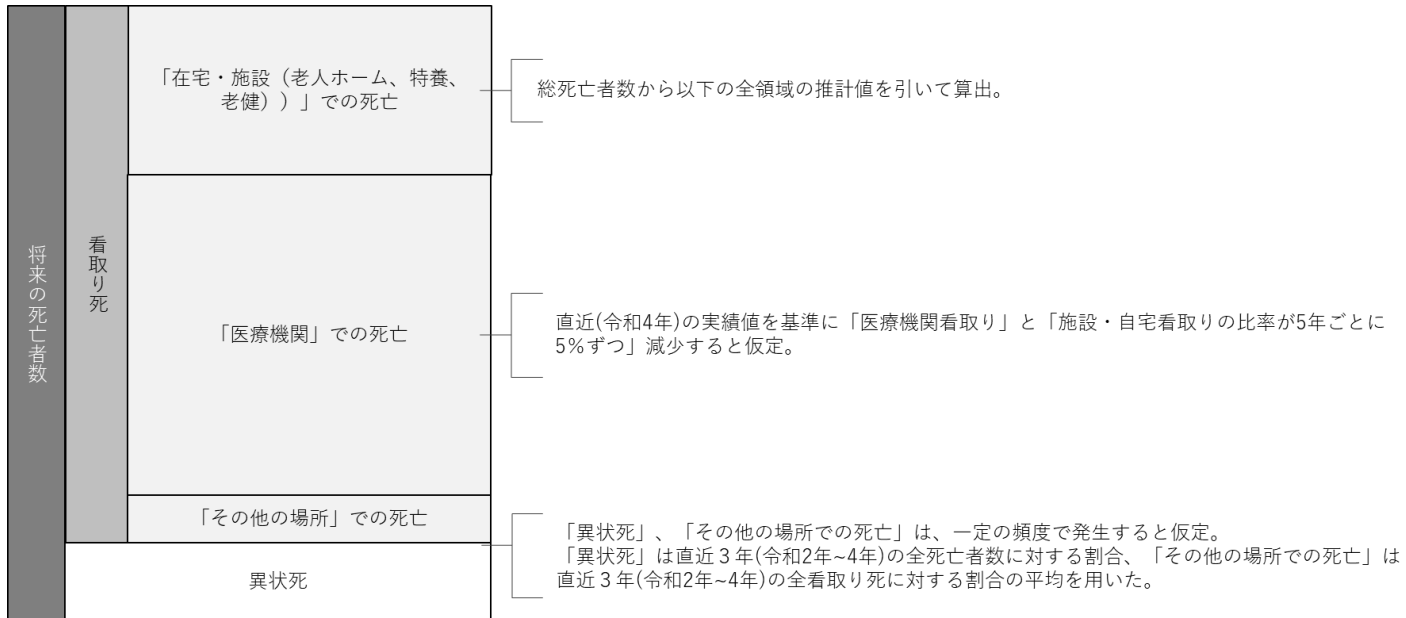
●看取り死：その他の場所

一定の頻度で発生すると仮定し、令和2年（2020年）～令和4年（2022年）にかけての各年の発生頻度（図表 13 参照）の平均値を算出、看取り死の総数に対するその他の死亡の割合を0.6%と仮定した。

¹² 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30年推計）」
<http://www.ipss.go.jp/pp-shicyoson/j/shicyoson18/t-page.asp>

●看取り死：在宅・施設

看取り死の総数から、医療機関、その他の場所での看取り数を除いた値を在宅・施設での看取り死数とした。

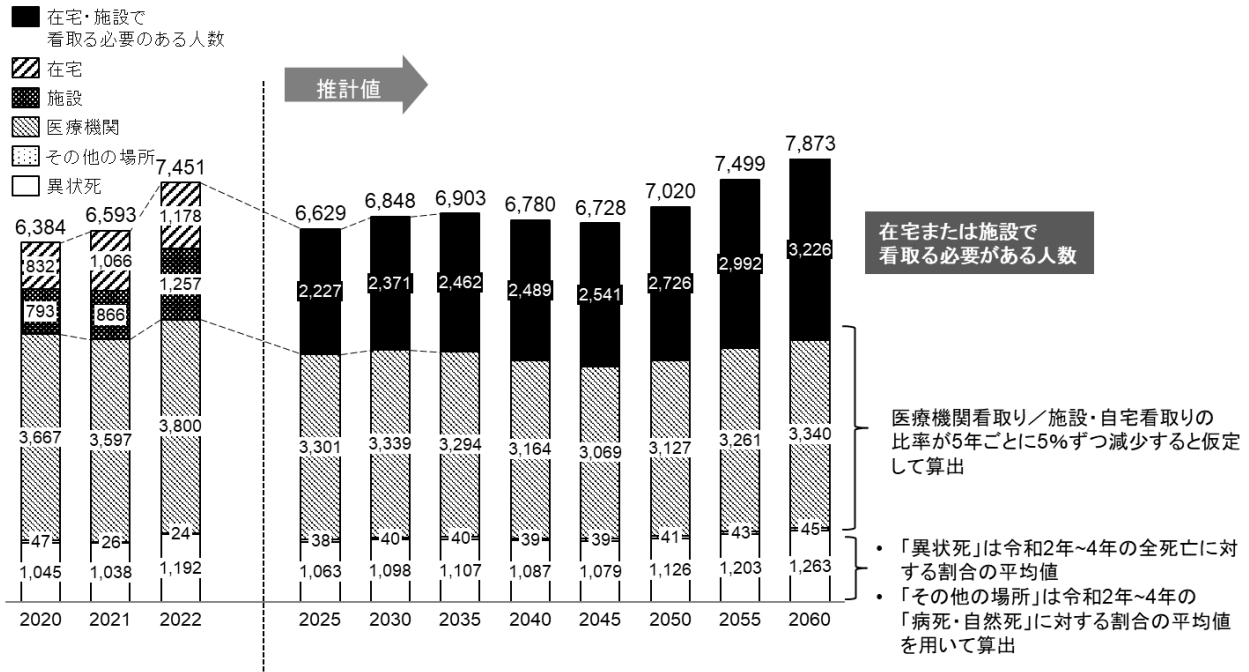


図表 48 死亡場所別の死亡者数算出の仮定条件

3. 死亡者数の将来推計

(1) 死亡者数の将来推計

在宅・施設での看取り件数は、令和4年（2021年）の2,435人（実績値）が、後期高齢者人口がピークを迎える令和37年（2055年）頃には、在宅または施設で看取る必要がある人数は、2,992人になると推計される（図表49）。

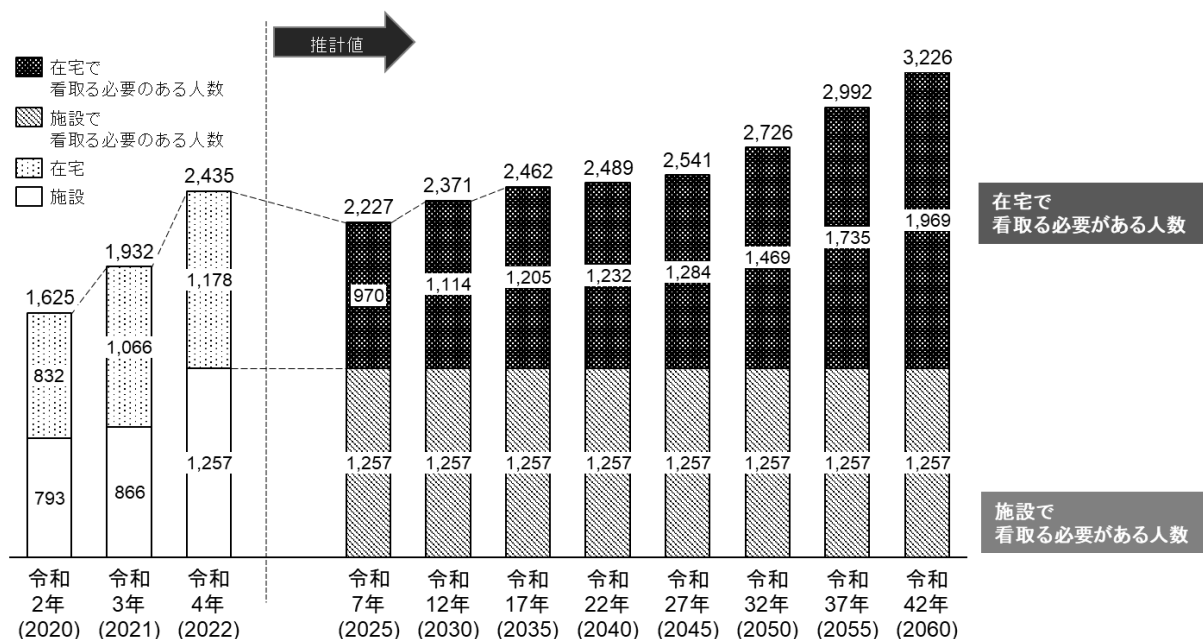


図表 49 将来死亡者数推計

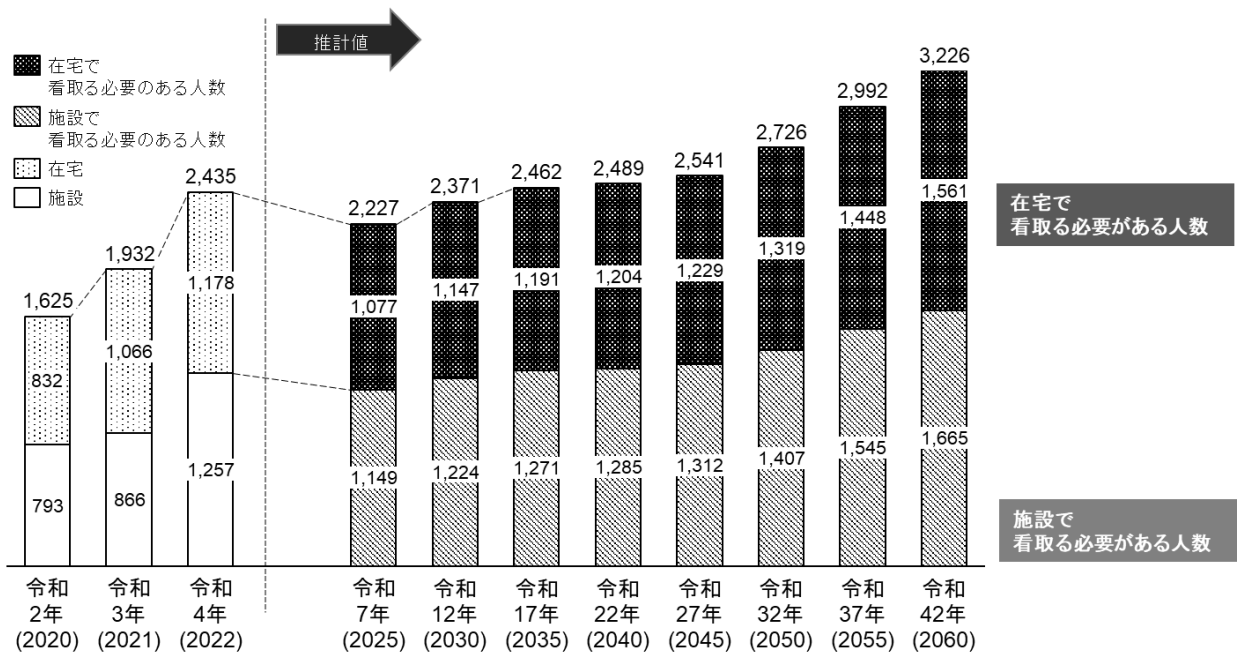
(2) 在宅・施設での看取り件数の将来推計

在宅看取り件数は、施設看取り件数を令和4年(2022年)から一定数と仮定した場合、後期高齢者人口がピークを迎える令和37年(2055年)頃には、令和4年(2022年)より749人増加した1,815人になるものと推計される(図表50)。

一方、在宅と施設の看取りの比率が令和4年(2022年)の実績値で推移すると仮定した場合、後期高齢者人口がピークを迎える令和37年(2055年)頃には、在宅看取り1,448人、施設看取り1,545人になるものと推計される(図表51)。



図表 50 在宅・施設での看取り件数の将来推計 (施設での看取り数が一定)



図表 51 在宅・施設での看取り件数の将来推計（在宅・施設での看取り数の比率が最新の実績値で推移）

參考資料